

官報

平成十九年十一月十四日

○第百六十八回 参議院會議録第八号

平成十九年十一月十四日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第八号

平成十九年十一月十四日

午前十時開議

第一 気象業務法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 電気用品安全法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、国家公務員等の任命に関する件
以下 議事日程のとおり

○議長(江田五月君) これより會議を開きます。
この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、

国家公務員倫理審査会会長に吉本徹也君を、同委員に北城恪太郎君、草野忠義君及び羽入佐和子君を、
検査官に山浦久司君を、
総合科学技術会議議員に本庶佑君、神原定征君及び栗田洋子君を、
地方分権改革推進委員会委員に西尾勝君を、
国家公安委員会委員に田尾健二郎君を、
電気通信事業紛争処理委員会委員に坂庭好一君、龍岡資晃君、尾畑裕君、富沢木実君及び洲上玲子君を、
電波監理審査委員会に小館香椎子君を、
日本放送協会経営委員会委員に大滝精一君、井原理代君及び深谷紘一君を、
中央更生保護審査委員会に志村洋子君を、
公安審査委員会委員に橋本五郎君を、
労働保険審査会委員に平野由美子君を、
中央社会保険医療協議会委員に庄司洋子君を、
運輸審議会委員に大屋則之君、長尾正和君及び廻洋子君を、
また、公害健康被害補償不服審査委員会に大森淳君及び田中義枝君を

任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

これより採決をいたします。

まず、国家公務員倫理審査会会長、同委員のうち草野忠義君及び羽入佐和子君、検査官、総合科学技術会議議員のうち本庶佑君及び栗田洋子君、地方分権改革推進委員会委員、電気通信事業紛争処理委員会委員、日本放送協会経営委員会委員のうち大滝精一君及び井原理代君、中央更生保護審査会委員、中央社会保険医療協議会委員、運輸審議会委員のうち大屋則之君及び廻洋子君並びに公害健康被害補償不服審査会委員のうち大森淳君の任命について採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十六

賛成

二百二十六

反対

〇

よつて、全会一致をもつて同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 次に、国家公務員倫理審査会委員のうち北城恪太郎君、総合科学技術会議議員のうち神原定征君、電波監理審査会委員、日本放送協会経営委員会委員のうち深谷紘一君及び公安審査委員会委員の任命について採決をいたしま

す。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十二

賛成

二百十五

反対

七

よつて、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 次に、国家公安委員会委員の任命について採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十四

賛成

二百十

反対

十四

よつて、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

平成十九年十一月十四日 参議院會議録第八号

国家公務員等の任命に関する件

○議長(江田五月君) 次に、労働保険審査会委員、運輸審議会委員のうち長尾正和君及び公害健康被害補償不服審査会委員のうち田中義枝君の任命について採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十九

賛成

百五

反対

百二十四

よって、同意しないことに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 日程第一 気象業務法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第二 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(衆議院送付)

以上両件を一括して議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。国土交通委員長吉田博美君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔吉田博美君登壇、拍手〕

○吉田博美君 ただいま議題となりました二案件につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

気象業務法の一部を改正する法律案は、地震及び噴火による被害の軽減を図るため、断層運動による地震動及び火山現象についての一般の利用に供する予報及び警報を気象庁に義務付けるとともに、気象庁以外の者による地震動及び火山現象の警報の制限等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、観測体制の適正化と警報の信頼性の向上、予報・警報の提供と利用の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件は、去る十月九日の「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づき、平成二十年四月十三日までの六か月間、引き続き、北朝鮮船籍すべての船舶の本邦への入港を禁止することについて、国会の承認を求めようとするものであります。

委員会におきましては、国土交通大臣より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

まず、気象業務法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十一

賛成

二百三十一

反対

〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 次に、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件の採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十

賛成

二百十七

反対

十三

よって、本件は承認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 日程第三 消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案

日程第四 電気用品安全法の一部を改正する法律案

〔いずれも内閣提出、衆議院送付〕

日程第五 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(衆議院送付)

以上三件を一括して議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。経済産業委員長渡辺秀央君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔渡辺秀央君登壇、拍手〕

○渡辺秀央君 ただいま議題となりました三案件につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案は、製品の経年劣化による消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため、その保守を促進することが適当な消費生活用製品について、点検その他の保守に関する情報の提供及び体制整備等の措置を講じようとするものであります。

次に、電気用品安全法の一部を改正する法律案は、リチウムイオン蓄電池の法制度上の位置付けを明確にし、基準適合義務を課するとともに、旧電気用品取締法の規定により電気用品に付された表示を現行法の規定により付されたPSEマークとみなす特例措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法案を一括して議題とし、経年劣化対策における消費者の責務の在り方、通知・点検制度の実効性を確保するための施策、PSE騒動の反省を踏まえた今後の製品安全体制の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法案に対しまして、それぞれ附帯決議を行いました。

次に、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件は、北朝鮮からのすべての貨物に対し、平成十九年十月十四日から平成二十年四月十三日までの間、引き続き、経済産業大臣が輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求めるものであります。

委員会におきましては、経済産業大臣より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

まず、消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案及び電気用品安全法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十一

賛成

二百三十一

反対

〇

よって、両案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(江田五月君) 次に、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件の採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十
賛成 二百十七
反対 十三

よって、本件は承認することに決しました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(江田五月君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時二十一分散会

出席者は左のとおり。

議長 江田 五月君
副議長 山東 昭子君

議員
山内 徳信君 澤 雄二君
山本 香苗君 近藤 正道君
山本 博司君 谷合 正明君
森 まさこ君 又市 征治君
西田 実仁君 鰐淵 洋子君
牧野たかお君 西田 昌司君
福島みずほ君 濱上 貞雄君
浜田 昌良君 浮島とも子君
岡田 広君 関口 昌一君
山谷えり子君 加藤 修一君
渡辺 孝男君 遠山 清彦君
山下 栄一君 有村 治子君
愛知 治郎君 松山 政司君
吉田 博美君 松 あきら君

風間 昶君 荒井 広幸君
中川 義雄君 木村 仁君
岸 宏一君 浜四津敏子君
山口那津男君 荒木 清寛君
白浜 一良君 木庭健太郎君
岩永 浩美君 岩城 光英君
舩添 要一君 泉 信也君
若林 正俊君 二之湯 智君
小池 正勝君 小泉 昭男君
山本 順三君 丸川 珠代君
古川 俊治君 塚田 一郎君
義家 弘介君 秋元 司君
石井 準一君 磯崎 陽輔君
石井みどり君 佐藤 信秋君
山田 俊男君 丸山 和也君
田村耕太郎君 河合 常則君
川口 順子君 坂本由紀子君
岸 信夫君 末松 信介君
神取 忍君 中村 博彦君
水落 敏栄君 松村 祥史君
岡田 直樹君 椎名 一保君
西島 英利君 鶴保 庸介君
橋本 聖子君 伊達 忠一君
山内 俊夫君 浅野 勝人君
世耕 弘成君 鈴木 政二君
脇 雅史君 林 芳正君
南野知恵子君 矢野 哲朗君
溝手 顕正君 佐藤 昭郎君
山崎 正昭君 尾辻 秀久君
吉村剛太郎君 鴻池 祥肇君
田中 直紀君 松浦 大悟君
川田 龍平君 風間 直樹君
舟山 康江君 松下 新平君

系数 慶子君	森木 利治君	藤田 幸久君	ツルギ マルテ君	厚生労働委員	厚生労働委員
横峯 良郎君	川崎 稔君	佐藤 公治君	榛葉賀津也君	辞任	辞任
中山 恭子君	長谷川大紋君	芝 博一君	中村 哲治君	長浜 博行君	澤 雄二君
亀井亜紀子君	室井 邦彦君	今野 東君	下田 敦子君	経済産業大臣	農林水産委員
川上 義博君	松野 信夫君	木俣 佳丈君	一川 保夫君	国土交通大臣	辞任
島尻安伊子君	野村 哲郎君	増子 輝彦君	小川 勝也君	内閣官房副長官	西田 昌司君
中川 雅治君	長谷川憲正君	池口 修次君	福山 哲郎君	内閣官房副長官	山本 博司君
松岡 徹君	津田弥太郎君	羽田雄一郎君	高橋 千秋君	副大臣	山本 博司君
犬塚 直史君	水岡 俊一君	千葉 景子君	岡崎トミ子君	内閣府副大臣	国土交通委員
加治屋義人君	山本 一太君	前田 武志君	佐藤 泰介君	総務副大臣	辞任
衛藤 晟一君	自見庄三郎君	西岡 武夫君	築瀬 進君	法務副大臣	池口 修次君
大塚 耕平君	松井 孝治君	奥石 東君	平田 健二君	厚生労働副大臣	岸 宏一君
鈴木 寛君	岩本 司君	大石 正光君	工藤堅太郎君	環境副大臣	桜井 郁三君
谷川 秀善君	市川 一朗君	吉川 沙織君	友近 聡朗君		松村 祥史君
松村 龍二君	亀井 郁夫君	外山 斎君	山下 芳生君		木村 仁君
郡司 彰君	櫻井 充君	行田 邦子君	米長 晴信君		
内藤 正光君	浅尾慶一郎君	大久保潔重君	紙 智子君	議長の報告事項	
松田 岩夫君	藤井 孝男君	谷岡 郁子君	田中 康夫君	去る九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
石井 一君	田名部匡省君	武内 則男君	姫井由美子君	外交防衛委員	
渡辺 秀央君	山下八洲夫君	仁比 聡平君	藤末 健三君	辞任	
広中和歌子君	植松恵美子君	蓮 舫君	広田 一君	補欠	
森田 高君	中谷 智司君	大門実紀史君	林 久美子君	補欠	
平山 幸司君	梅村 聡君	小林 正夫君	井上 哲士君	補欠	
大島九州男君	水戸 将史君	喜納 昌吉君	柳澤 光美君	補欠	
徳永 久志君	川合 孝典君	加藤 敏幸君	鈴木 陽悦君	補欠	
牧山ひろえ君	金子 恵美君	小池 晃君	主濱 了君	補欠	
青木 愛君	藤谷 光信君	谷 博之君	市田 忠義君	補欠	
加賀谷 健君	相原久美子君	山根 隆治君	藤原 正司君	補欠	
藤原 良信君	大河原雅子君	大江 康弘君	神本美恵子君	補欠	
藤本 祐司君	足立 信也君	辻 泰弘君	平野 達男君	補欠	
那谷屋正義君	白 眞勲君	家西 悟君	森 ゆうこ君	補欠	
大久保 勉君	前川 清成君	北澤 俊美君	柳田 稔君	補欠	
尾立 源幸君	島田智哉子君		峰崎 直樹君	補欠	

議長の報告事項

去る九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外交防衛委員

辞任 浅尾慶一郎君 補欠 池口 修次君

喜納 昌吉君 川崎 稔君

木村 仁君 松村 祥史君

国会法第四十二條第二項ただし書の規定によるもの

国会法第四十二條第三項の規定によるもの

財政金融委員

辞任 川崎 稔君 補欠 喜納 昌吉君

文教科学委員

辞任 市川 一朗君 補欠 西田 昌司君

厚生労働委員

辞任 澤 雄二君 補欠 山本 博司君

農林水産委員

辞任 西田 昌司君 補欠 市川 一朗君

山本 博司君

国土交通委員

辞任 山本 博司君 補欠 澤 雄二君

池口 修次君 浅尾慶一郎君

決算委員

辞任 松村 祥史君 補欠 木村 仁君

同日衆議院から、同院は国会の会期を十二月十五日まで三十五日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。

労働契約法案(第百六十六回国会法第八〇号)

最低賃金法の一部を改正する法律案(第百六十六回国会法第八二号)

同日次の本院提出案を衆議院に送付した。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案

農業者戸別所得補償法案

同日衆議院から、次の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(秋生田光一君外四名提出)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

「先住民族の権利に関する国連宣言」採択を受けた政府対応に関する質問主意書(紙智子君提出)(第五三三号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員谷博之君提出中国における遺棄化学兵器処理に関する質問に対する答弁書(第三九号)

参議院議員藤末健三君提出国会議員の定数削減による支出の削減等に関する質問に対する答弁書(第四〇号)

参議院議員藤末健三君提出テロ特措法に基づく海上阻止活動に関する質問に対する答弁書(第四一号)

参議院議員藤末健三君提出「人間の安全保障」の観点からの国際貢献に関する質問に対する答弁書(第四二号)

参議院議員藤末健三君提出大学における安全性の向上に関する質問に対する答弁書(第四三号)

参議院議員藤末健三君提出自衛隊海上給油活動についての防衛省のセミナー開催に関する質問に対する答弁書(第四四号)

参議院議員松野信夫君提出水俣病問題における被害者救済に関する質問に対する答弁書(第四五号)

参議院議員辻泰弘君提出診療報酬のオンライン請求の義務化に関する質問に対する答弁書(第四六号)

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律

平成十九年十一月十四日 参議院会議録第八号

同日内閣から、自殺対策基本法第十条の規定に基づく「平成十八年度我が国における自殺の概要及び自殺対策の実施状況」に関する報告を受領した。

一昨十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外交防衛委員

辞任

池口 修次君

川崎 稔君

松村 祥史君

喜納 昌吉君

喜納 昌吉君

喜納 昌吉君

喜納 昌吉君

喜納 昌吉君

喜納 昌吉君

喜納 昌吉君

喜納 昌吉君

喜納 昌吉君

喜納 昌吉君

喜納 昌吉君

喜納 昌吉君

喜納 昌吉君

喜納 昌吉君

喜納 昌吉君

喜納 昌吉君

喜納 昌吉君

喜納 昌吉君

喜納 昌吉君

喜納 昌吉君

喜納 昌吉君

喜納 昌吉君

喜納 昌吉君

喜納 昌吉君

喜納 昌吉君

喜納 昌吉君

喜納 昌吉君

同日議員から次の質問主意書が提出された。

障害者自立支援法の施行状況と特別対策に関する質問主意書(谷博之君提出)(第五四四号)

同日衆議院議長から次の報告書が提出された。

参議院議員谷博之君提出(第五五五号)

参議院議員谷博之君提出(第五五六号)

参議院議員谷博之君提出(第五五七号)

参議院議員谷博之君提出(第五五八号)

参議院議員谷博之君提出(第五五九号)

参議院議員谷博之君提出(第五六〇号)

参議院議員谷博之君提出(第五六一号)

参議院議員谷博之君提出(第五六二号)

参議院議員谷博之君提出(第五六三号)

同日衆議院議長から次の内閣提出案を受領した。

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(閣法第六号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

参議院議員谷博之君提出(第五六四号)

参議院議員谷博之君提出(第五六五号)

参議院議員谷博之君提出(第五六六号)

参議院議員谷博之君提出(第五六七号)

参議院議員谷博之君提出(第五六八号)

参議院議員谷博之君提出(第五六九号)

参議院議員谷博之君提出(第五七〇号)

参議院議員谷博之君提出(第五七一号)

参議院議員谷博之君提出(第五七二号)

同日衆議院議長から次の内閣提出案を受領した。

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(閣法第六号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

参議院議員谷博之君提出(第五七三号)

参議院議員谷博之君提出(第五七四号)

参議院議員谷博之君提出(第五七五号)

参議院議員谷博之君提出(第五七六号)

参議院議員谷博之君提出(第五七七号)

参議院議員谷博之君提出(第五七八号)

参議院議員谷博之君提出(第五七九号)

参議院議員谷博之君提出(第五八〇号)

参議院議員谷博之君提出(第五八一号)

同日衆議院議長から次の内閣提出案を受領した。

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(閣法第六号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

参議院議員谷博之君提出(第五八二号)

参議院議員谷博之君提出(第五八三号)

参議院議員谷博之君提出(第五八四号)

参議院議員谷博之君提出(第五八五号)

参議院議員谷博之君提出(第五八六号)

参議院議員谷博之君提出(第五八七号)

参議院議員谷博之君提出(第五八八号)

参議院議員谷博之君提出(第五八九号)

参議院議員谷博之君提出(第五九〇号)

同日衆議院議長から次の内閣提出案を受領した。

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(閣法第六号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

参議院議員谷博之君提出(第五九一号)

参議院議員谷博之君提出(第五九二号)

参議院議員谷博之君提出(第五九三号)

参議院議員谷博之君提出(第五九四号)

参議院議員谷博之君提出(第五九五号)

参議院議員谷博之君提出(第五九六号)

参議院議員谷博之君提出(第五九七号)

参議院議員谷博之君提出(第五九八号)

参議院議員谷博之君提出(第五九九号)

同日衆議院議長から次の内閣提出案を受領した。

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(閣法第六号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

参議院議員谷博之君提出(第六〇〇号)

参議院議員谷博之君提出(第六〇一号)

参議院議員谷博之君提出(第六〇二号)

参議院議員谷博之君提出(第六〇三号)

参議院議員谷博之君提出(第六〇四号)

参議院議員谷博之君提出(第六〇五号)

参議院議員谷博之君提出(第六〇六号)

参議院議員谷博之君提出(第六〇七号)

参議院議員谷博之君提出(第六〇八号)

同日衆議院議長から次の内閣提出案を受領した。

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(閣法第六号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

参議院議員谷博之君提出(第六〇九号)

参議院議員谷博之君提出(第六一〇号)

参議院議員谷博之君提出(第六一一号)

参議院議員谷博之君提出(第六一二号)

参議院議員谷博之君提出(第六一三号)

参議院議員谷博之君提出(第六一四号)

参議院議員谷博之君提出(第六一五号)

参議院議員谷博之君提出(第六一六号)

参議院議員谷博之君提出(第六一七号)

同日衆議院議長から次の内閣提出案を受領した。

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(閣法第六号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

参議院議員谷博之君提出(第六一八号)

参議院議員谷博之君提出(第六一九号)

参議院議員谷博之君提出(第六二〇号)

参議院議員谷博之君提出(第六二一号)

参議院議員谷博之君提出(第六二二号)

参議院議員谷博之君提出(第六二三号)

参議院議員谷博之君提出(第六二四号)

参議院議員谷博之君提出(第六二五号)

参議院議員谷博之君提出(第六二六号)

同日衆議院議長から次の内閣提出案を受領した。

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(閣法第六号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

参議院議員谷博之君提出(第六二七号)

参議院議員谷博之君提出(第六二八号)

参議院議員谷博之君提出(第六二九号)

参議院議員谷博之君提出(第六三〇号)

参議院議員谷博之君提出(第六三一号)

参議院議員谷博之君提出(第六三二号)

参議院議員谷博之君提出(第六三三号)

参議院議員谷博之君提出(第六三四号)

参議院議員谷博之君提出(第六三五号)

同日衆議院議長から次の内閣提出案を受領した。

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(閣法第六号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

参議院議員谷博之君提出(第六三六号)

参議院議員谷博之君提出(第六三七号)

参議院議員谷博之君提出(第六三八号)

参議院議員谷博之君提出(第六三九号)

参議院議員谷博之君提出(第六四〇号)

参議院議員谷博之君提出(第六四一号)

参議院議員谷博之君提出(第六四二号)

参議院議員谷博之君提出(第六四三号)

参議院議員谷博之君提出(第六四四号)

同日衆議院議長から次の内閣提出案を受領した。

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(閣法第六号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

参議院議員谷博之君提出(第六四五号)

参議院議員谷博之君提出(第六四六号)

参議院議員谷博之君提出(第六四七号)

参議院議員谷博之君提出(第六四八号)

参議院議員谷博之君提出(第六四九号)

参議院議員谷博之君提出(第六五〇号)

参議院議員谷博之君提出(第六五一号)

参議院議員谷博之君提出(第六五二号)

参議院議員谷博之君提出(第六五三号)

同日衆議院議長から次の内閣提出案を受領した。

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(閣法第六号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

参議院議員谷博之君提出(第六五四号)

参議院議員谷博之君提出(第六五五号)

参議院議員谷博之君提出(第六五六号)

参議院議員谷博之君提出(第六五七号)

参議院議員谷博之君提出(第六五八号)

参議院議員谷博之君提出(第六五九号)

参議院議員谷博之君提出(第六六〇号)

参議院議員谷博之君提出(第六六一号)

参議院議員谷博之君提出(第六六二号)

同日衆議院議長から次の内閣提出案を受領した。

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(閣法第六号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

参議院議員谷博之君提出(第六六三号)

参議院議員谷博之君提出(第六六四号)

参議院議員谷博之君提出(第六六五号)

参議院議員谷博之君提出(第六六六号)

参議院議員谷博之君提出(第六六七号)

参議院議員谷博之君提出(第六六八号)

参議院議員谷博之君提出(第六六九号)

参議院議員谷博之君提出(第六七〇号)

参議院議員谷博之君提出(第六七一号)

同日衆議院議長から次の内閣提出案を受領した。

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(閣法第六号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

参議院議員谷博之君提出(第六七二号)

参議院議員谷博之君提出(第六七三号)

参議院議員谷博之君提出(第六七四号)

参議院議員谷博之君提出(第六七五号)

参議院議員谷博之君提出(第六七六号)

参議院議員谷博之君提出(第六七七号)

参議院議員谷博之君提出(第六七八号)

参議院議員谷博之君提出(第六七九号)

参議院議員谷博之君提出(第六八〇号)

同日衆議院議長から次の内閣提出案を受領した。

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(閣法第六号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

参議院議員谷博之君提出(第六八一号)

参議院議員谷博之君提出(第六八二号)

参議院議員谷博之君提出(第六八三号)

参議院議員谷博之君提出(第六八四号)

参議院議員谷博之君提出(第六八五号)

参議院議員谷博之君提出(第六八六号)

参議院議員谷博之君提出(第六八七号)

参議院議員谷博之君提出(第六八八号)

参議院議員谷博之君提出(第六八九号)

同日衆議院議長から次の内閣提出案を受領した。

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(閣法第六号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

参議院議員谷博之君提出(第六九〇号)

参議院議員谷博之君提出(第六九一号)

参議院議員谷博之君提出(第六九二号)

参議院議員谷博之君提出(第六九三号)

参議院議員谷博之君提出(第六九四号)

参議院議員谷博之君提出(第六九五号)

参議院議員谷博之君提出(第六九六号)

参議院議員谷博之君提出(第六九七号)

同日内閣から、左記の者を検査官に任命したいので、会計検査院法第四条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(平成二十年二月八日定年退官の大塚宗春の後任)
山浦 久司

同日内閣から、左記の者を総合科学技術会議議員に任命したいので、内閣府設置法第三十条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(平成二十年一月五日任期満了による再任)
本庶 佑

(同日任期満了の庄山悦彦の後任)
榊原 定征

(同日任期満了の原山優子の後任)
栗田 洋子

同日内閣から、左記の者を地方分権改革推進委員会委員に任命したいので、地方分権改革推進法第十二条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(八月三十一日辞職の増田寛也の後任)
西尾 勝

同日内閣から、左記の者を国家公安委員会委員に任命したいので、警察法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十一月十八日任期満了の大森政輔の後任)
田尾健二郎

同日内閣から、左記の者を電気通信事業紛争処理委員会委員に任命したいので、電気通信事業法第一百四十七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十一月二十九日任期満了の森永規彦の後任)
坂庭 好一

(同日任期満了による再任)
龍岡 資晃

(同日任期満了の田中建二の後任)
尾畑 裕

(同日任期満了による再任)
富沢 木実

(同日任期満了の吉岡睦子の後任)
淵上 玲子

同日内閣から、左記の者を電波監理審議会委員に任命したいので、電波法第九十九条の三第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十二月二十四日任期満了による再任)
小館香椎子

同日内閣から、左記の者を日本放送協会経営委員会委員に任命したいので、放送法第十六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十二月十日任期満了の力徳子の後任)
大滝 精一

(同日任期満了の梅原利之の後任)
井原 理代

(同日任期満了による再任)
深谷 紘一

同日内閣から、左記の者を中央更生保護審査会委員に任命したいので、犯罪者予防更生法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十二月二十四日任期満了の細井洋子の後任)
志村 洋子

同日内閣から、左記の者を公安審査委員会委員に任命したいので、公安審査委員会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十二月十三日任期満了の山岸一平の後任)
橋本 五郎

同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十二月二十四日任期満了による再任)
平野由美子

同日内閣から、左記の者を中央社会保険医療協議会委員に任命したいので、社会保険医療協議会法第三条第五項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十一月三十日任期満了の室谷千英の後任)
庄司 洋子

同日内閣から、左記の者を運輸審議会委員に任命したいので、国土交通省設置法第十八条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十一月十九日任期満了による再任)
大屋 則之

(十一月一日任期満了による再任)
長尾 正和

(十月三十一日任期満了による再任)
廻 洋子

同日内閣から、左記の者を公害健康被害補償不服審査会委員に任命したいので、公害健康被害の補償等に関する法律第百十三条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十一月一日任期満了の大西孝夫の後任)
大森 淳

(同日任期満了による再任)
田中 義枝

審査報告書

氣象業務法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年十一月十三日

国土交通委員長 吉田 博美
参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地震及び噴火による被害の軽減を図るため、近年の技術の進展、観測体制の充実により可能となつた、断層運動による地震動及び火山現象についての一一般の利用に適合する予報及び警報を氣象庁に義務付けることとする

等所要の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

気象業務法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十九年十一月二日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

気象業務法の一部を改正する法律案

気象業務法の一部を改正する法律

気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「及び火山現象を除く」を「にあつては、発生した断層運動による地震動(以下単に「地震動」という。)に限る」に改める。

第三条中「左に」を「次に」に改め、同条第二号中「気象」の下に「地震動、火山現象を加え、同条第三号中「気象」の下に「地震動及び火山現象」を加え、同条第四号中「及び火山現象」を「(地震動を除く。)」に改める。

第六条第二項第三号を削る。

第十三条第一項中「及び火山現象を除く。この章において以下」を「にあつては、地震動に限る。第十六条を除き、以下この章において」に改める。

第十五条第一項中「気象」の下に「地震」を加え、「東日本電信電話株式会社、西日本電信電話

株式会社、警察庁、海上保安庁、国土交通省、日本放送協会又は都道府県」を「警察庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会」に、「警戒の必要がなくなつた場合を、地震動の警戒以外の警戒をした場合において、警戒の必要がなくなつたとき」に改め、同条第二項中「東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、警察庁及び都道府県」を「警察庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社」に改め、同条第四項中「海上保安庁」を「国土交通省」に、「航海中及び入港中の船舶」を「航行中の航空機」に改め、同条第五項中「国土交通省」を「海上保安庁」に、「航行中の航空機」を「航海中及び入港中の船舶」に改める。

第十六条中「地震」の下に「(地震を除く。)」を加える。

第十八条第一項第三号中「当該予報業務」を「地震動及び火山現象の予報以外の予報の業務を行おうとする場合にあつては、当該予報業務」に改め、同項に次の一号を加える。

四 地震動又は火山現象の予報の業務を行おうとする場合にあつては、当該予報業務のうち現象の予想の方法が国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

第十九条の二中「受けた者」の下に「(地震動又は火山現象の予報の業務のみの許可を受けた者を除く。次条において同じ。)」を加える。

第二十条の二中「の」を「のいづれか」に改め、「要員」の下に「又はその現象の予想の方法」を加える。

第二十三条中「気象」の下に「地震動、火山現象」を加え、同条ただし書中「但し」を「ただし」

に改める。

第二十五条中「左に」を「次に」に改め、同条第二号中「及び火山現象」を削り、同条第三号中「もの外」を「もののほか」に改める。

第二十六条第二項中「及び第三号」を「から第四号まで」に、「の」を「のいづれか」に改める。

第三十七条中「正当の」を「正当な」に、「及び火山現象を除く」を「にあつては、地震動に限る」に、「こわし」を「壊し」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に地震動(発生した断層運動による地震動をいう。以下同じ。)又は火山現象の予報の業務を行つてゐる者(次条に規定する者を除く。)は、この法律の施行の日から起算して一月間(当該期間内にこれらの業務に係るこの法律による改正後の気象業務法(以下「新法」という。)第十七条第一項の許可の申請について不許可の処分があつたときは、当該処分があつた日までの間)は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該地震動又は火山現象の予報の業務を行うことができる。その者がその期間内にこれらの業務に係る同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について認可又は不認可の処分があるまでの間も、同様とする。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第百四十三号中「許可、」を「許可若しくは予報業務の範囲の変更の認可、」に改め、同号四を同号五とし、同号三を同号四とし、同号二を同号三とし、同号一の次に次のように加える。

(二) 気象業務法第十九条第一項(変更認可)の予報業務の範囲の変更の認可(同法第十八条第一項第三号許可の基準)の予報の業務又は同項第四号の地震動若しくは火山現象の予報の業務を新たに行うために受けるものに限る。)

(国土交通省設置法の一部改正)

第七条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四条第百十九号中「及び火山現象を除く」を「にあつては、発生した断層運動による地震動に限る」に改める。

審査報告書

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五案第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件
右は多数をもつて承認すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年十一月十三日

国土交通委員長 吉田 博美

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第三条第三項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づき特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第五条第一項の規定に基づいて国

認可件数 一件につき九万円

会の承認を求めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本件に係る措置の実施のため、特に費用を要しない。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五案第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十九年十一月二日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五案第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法(平成十六年法律第百二十五号。以下「法」という。)第三条第三項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づき特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」(平成十九年十月九日閣議決定)に基づき別紙のとおり行う入港禁止の実施につき、法第五条第一項の規定に基づいて国会の承認を求める。

別紙

一 入港禁止の理由

平成十八年十月九日、北朝鮮により核実験を実施した旨の発表がなされた。北朝鮮が同年七月五日に弾道ミサイルを発射したことに加え、核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威である。これは核兵器不拡散条約(NPT)体制に対する重大な挑戦であり、また、日朝平壤宣言及び六者会合の共同声明のみならず、国際連合安全保障理事会決議第一六九五号及び同年十月七日の国際連合安全保障理事会議長声明にも違反するものである。その後の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、法第三条第一項に基づき、三に掲げる特定船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。

二 特定の外国

北朝鮮

特定船舶

北朝鮮船舶のすべての船舶

四 入港禁止の期間

平成十八年十月十四日から平成二十年四月十三日までの間。ただし、万景峰九二号(北朝鮮船舶、貨客船)については、平成十八年十月十三日から平成二十年四月十三日までの間。法第二条第二項第二号の船舶を特定船舶とする場合にあっては、同号に規定する日なし

六 法第六条第一項の規定により特定船舶を出港させなければならない期日
平成十八年十月十四日

七 その他入港禁止の実施に関し必要な事項
なお、必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行に支障を及ぼさないようにする。

審査報告書

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年十一月十三日

経済産業委員長 渡辺 秀央

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、製品の経年劣化による消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため、その保守を促進することが適当な消費生活用製品について、点検その他の保守に関する情報提供、点検・保守体制の整備等を確保するための措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 経年劣化による製品事故は、消費者の生命又は身体に対して重大な危害を及ぼすおそれがあることから、特定保守製品の指定に当たっては、事故情報の収集・分析等を通じて絶えず検討を行い、必要があれば対象を拡大すること。

二 経年劣化事故の未然防止を実効性のあるものとするためには、所有者の点検受検率を上げることが必須であることにかんがみ、製造・輸入事業者、販売事業者等の緊密な連携ときめ細かな対応により、確実に所有者情報を収集し、点検を通知するための仕組みを構築すること。

また、本法に基づく所有者情報の収集や点検通知の対象とならない既販品についても、電気・ガス事業者等の持つ情報の活用やマスメディアを通じた点検の要請等により、点検実施体制が万全なものとなるよう努めること。

三 規制対象となる特定保守製品は、不動産取引に付随して取引されることが多いと考えられることから、不動産仲介業者や設置事業者等の関連事業者の責務をガイドライン等により明確化するとともに、特に家屋の賃貸人やレンタル事業者等の「特定保守製品を賃貸の用に供することを業として行う者」には、点検が確実に行われるよう徹底すること。

四 製品が長く大切に使用されることは省資源等の観点から賞賛されるべきであることにかんがみ、製品設計においては、いかなる障害が起きても安全な側に制御する「フェイルセーフ」の思想に基づいた安全・安心な製品づくりを促進すること。

右決議する。

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十九年十一月二日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律

消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 製品事故等に関する措置」を「第二章の二 特定保守製品等」
第一節 特定保守製品の点検その他の保守に
第二節 特定保守製品の点検その他の保守の
第三節 経年劣化に関する情報の収集及び提
第三章 製品事故等に関する措置

関する情報の提供等(第三十二条の二・第三十二条の整備(第三十二条の十八・第三十二条の二供(第三十二条の二十一・第三十二条の二十二

条の十七)に改める。

第一条中「とともに、」の下に「特定保守製品の適切な保守を促進し、併せて」を加える。

第二条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 この法律において「特定保守製品」とは、消費生活用製品のうち、長期間の使用に伴い生ずる

劣化(以下「経年劣化」という。)により安全上支障が生じ、一般消費者の生命又は身体に対して特に重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品であつて、使用状況等からみてその適切な保守を促進することが適当なものとして政令で定めるものをいう。

第十六条第二項中「第五十四条第一項第三号」を「第五十四条第一項第三号から第五号まで」に改め、「第三十一条第三項」の下に、「第三十二条の二十一第二項」を加える。

第二十四条第二項第四号中「電磁的方法」の下に「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第三十二条の十二第二項において同じ。」を加える。

第二章の次に次の一章を加える。
第二節 特定保守製品等
第一節 特定保守製品の点検その他の保守に関する情報の提供等

第三十二条の二 特定保守製品の製造又は輸入の事業を行う者(以下「特定製造事業者等」という。)は、事業開始の日から三十日以内に、次の事項を主務大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 主務省令で定める特定保守製品の区分及び主務省令で定める特定保守製品の型式の区分

三 当該特定保守製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地(特定保守製品の輸入の事業を行う者にあつては、当該特定保守製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所)

2 第七条から第九条までの規定は、前項の規定

による届出をした者に準用する。
(点検期間等の設定)

第三十二条の三 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品について、主務省令で定める基準に従つて、次の事項を定めなければならない。ただし、輸出入の特定保守製品については、この限りでない。

一 標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障がなく使用することができる標準的な期間として設計上設定される期間(次号及び次条において「設計標準使用期間」という。)

二 設計標準使用期間の経過に伴い必要となる経年劣化による危害の発生を防止するための点検(以下この節において単に「点検」という。)を行うべき期間(以下「点検期間」という。)

(製品への表示等)

第三十二条の四 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品を販売する時までに、主務省令で定めるところにより、当該特定保守製品に次の事項を表示しなければならない。

一 特定製造事業者等の氏名又は名称及び住所

二 製造年月

三 設計標準使用期間

四 点検期間の始期及び終期

五 点検その他の保守に関する問合せを受けるための連絡先

六 特定保守製品を特定するに足りる事項として主務省令で定める事項

2 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品を販売するときは、主務省令で

定めるところにより、当該特定保守製品に次の事項を記載した書面を添付しなければならない。

- 一 設計標準使用期間の算定の根拠
- 二 点検を行う事業所の配置その他の特定保守製品の点検を実施する体制の整備に関する事項
- 三 特定保守製品の点検の結果必要となると見込まれる特定保守製品の整備に要する部品の保有期間
- 四 その他特定保守製品の点検その他の保守に

関し主務省令で定める事項

- 3 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品を販売するときは、主務省令で定めるところにより、当該特定保守製品に、当該特定保守製品の所有者（所有者となるべき者を含む。以下この節において同じ。）がその氏名又は名称及び住所、当該特定保守製品の所在場所並びに当該特定保守製品を特定するに足りる事項（以下「所有者情報」という。）を当該特定製造事業者等に提供するための書面（以下「所有者票」という。）を添付しなければならない。
- 4 所有者票には、第三十二条の九第一項各号の事項その他主務省令で定める事項が記載されていなければならない。
- 5 前各項の規定は、特定製造事業者等が輸出用の特定保守製品を販売する場合には、適用しない。

（引渡時の説明等）
第三十二条の五 特定保守製品を、売買その他の取引により、又は特定保守製品以外の物に関する取引に付随して取得しようとする者（特定保守製品を再度譲渡することを目的として取得し

ようとする者及び主務省令で定める者を除く。第三十二条の八第三項において「取得者」という。）に対し、当該取引の相手方たる事業者（以下「特定保守製品取引事業者」という。）は、当該特定保守製品の引渡しに際し、次の事項について説明しなければならない。ただし、当該特定保守製品の点検期間が経過している場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

- 一 特定保守製品は、経年劣化により危害を及ぼすおそれが多く、適切な保守がなされる必要がある旨
- 二 当該特定保守製品に係る特定製造事業者等に対して所有者情報を提供した場合には第三十二条の十二第一項に規定する点検通知事項の通知がある旨
- 三 その他特定保守製品の点検その他の保守に

関し主務省令で定める事項
2 特定保守製品取引事業者は、前項の規定により説明するに当たっては、特定保守製品に所有者票が添付されているときは、その旨を併せて説明しなければならない。

（勧告及び公表）
第三十二条の六 主務大臣は、特定保守製品取引事業者が前条の規定を遵守していないと認めるときは、当該特定保守製品取引事業者に対し、同条の規定により説明を行うべきことを勧告することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
（関連事業者の責務）
第三十二条の七 特定保守製品に関する取引の仲介、特定保守製品の修理又は設置工事その他のの

特定保守製品に関連する事業を行う者は、特定保守製品の所有者に対して、第三十二条の五第一項各号の事項に係る情報が円滑に提供されるよう努めなければならない。

（所有者情報の提供）

第三十二条の八 特定保守製品の所有者は、当該特定保守製品に係る特定製造事業者等に対して、所有者票の送付その他の方法により、所有者情報を提供するものとする。ただし、当該特定保守製品の点検期間が経過している場合は、この限りでない。

2 前項の所有者情報に変更が生じたときも、同項と同様とする。

3 特定保守製品取引事業者は、取得者の承諾を得て当該取得者に代わつて所有者票を送付する方法により、当該取得者による特定製造事業者等に対する所有者情報の提供に協力しなければならない。

（所有者情報の利用目的等の公表）

第三十二条の九 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品（その者が、他の特定製造事業者等からその特定保守製品に係る事業の全部を譲り受けた者又は他の特定製造事業者等について相続、合併若しくは分割（その特定保守製品に係る事業の全部を承継するものに限り。以下この条及び第三十二条の十一第二項において同じ。）があつた場合における相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人（次項において「承継人」という。）であるときは、その事

業の全部を譲り渡した者又は被相続人、合併により消滅した法人若しくは分割をした法人の製造又は輸入に係る特定保守製品を含む。以下この節において同じ。）に係る所有者情報を取得するに当たっては、あらかじめ、次の事項を公表しなければならない。ただし、次項の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

一 所有者情報の利用の目的（以下「利用目的」という。）

二 所有者情報の提供を受けるための連絡先
2 特定製造事業者等が承継人である場合であつてその事業の全部の譲受け又は相続、合併若しくは分割に伴つて所有者情報を取得したときは、当該特定製造事業者等は、速やかに、利用目的を公表しなければならない。

3 特定製造事業者等は、前二項の規定により公表した事項を変更した場合には、遅滞なく、その変更した事項を公表しなければならない。

（利用目的の制限）

第三十二条の十 特定製造事業者等は、第三十二条の十二第一項及び第四項の規定による通知並びに第三十二条の十五の規定による点検の実施以外の目的を利用目的として定めてはならない。

（所有者名簿等）

第三十二条の十一 特定製造事業者等は、第三十二条の八第一項の規定によりその製造又は輸入に係る特定保守製品に係る所有者情報を提供した者について名簿（以下「所有者名簿」という。）を作成し、これに所有者情報を記載し、又は記録しなければならない。

2 特定製造事業者等は、第三十二条の八第二項の規定によりその製造又は輸入に係る特定保守

製品に係る所有者情報の変更について提供を受けたときは、速やかに、所有者名簿（その者が特定保守製品に係る事業の全部の譲受け又は相続、合併若しくは分割に伴つて取得した所有者情報に係る所有者名簿を含む。次項及び次条第三項において同じ。）における当該所有者情報の記載又は記録を変更しなければならない。

3 特定製造事業者等は、所有者名簿に所有者情報が記載され、又は記録された者（以下この項及び次条において「名簿記載者」という。）に係る特定保守製品の点検期間が経過するまでの間、当該名簿記載者に係る所有者情報を保管しなければならない。

（点検その他の保守に関する事項の通知）

第三十二条の十二 特定製造事業者等は、名簿記載者に対して、正当な理由がある場合を除き、当該名簿記載者に係る特定保守製品の点検期間の始期の到来前における主務省令で定める期間内に、書面をもつて、当該特定保守製品について、点検を行うことが必要である旨その他主務省令で定める事項（第四項において「点検通知事項」という。）の通知を発しなければならない。

2 特定製造事業者等は、前項の書面による通知の発出に代えて、主務省令で定めるところにより、名簿記載者の承諾を得て、電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより通知を発することができる。この場合において、当該特定製造事業者等は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

3 前二項の名簿記載者に対する通知は、所有者名簿に記載され、又は記録されたその者の住所に、その者が別に通知を受ける場所又は連絡先

を当該特定製造事業者等に通知したときは、その場所又は連絡先にあてて発すれば足りる。

4 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品に関し、名簿記載者に対して、点検通知事項のほか、特定保守製品の適切な保守に資する事項を通知するよう努めなければならない。

（所有者情報の管理）

第三十二条の十三 特定製造事業者等は、第三十二条の九第一項から第三項までの規定により公表した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、その製造又は輸入に係る特定保守製品に係る所有者情報を取り扱ってはならない。ただし、本人の同意がある場合、第三十九条第一項の規定による命令を受けた場合その他正当な理由がある場合として主務省令で定める場合は、この限りでない。

2 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品に係る所有者情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の所有者情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（特定保守製品の所有者等の責務）

第三十二条の十四 特定保守製品の所有者は、当該特定保守製品について、経年劣化に起因する事故が生じた場合に他人に危害を及ぼすおそれがあることに留意し、特定保守製品の保守に関する情報を収集するとともに、点検期間に点検を行う等その保守に努めるものとする。

2 特定保守製品を賃貸の用に供することを業として行う者は、特定保守製品の保守に関する情報を収集するとともに、点検期間に点検を行う

等その保守に努めなければならない。

（点検実施義務）

第三十二条の十五 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品について、その点検期間及びその始期の到来前における主務省令で定める期間において、点検の実施を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、第三十二条の二第一項第二号の型式ごとに主務省令で定める基準に従い、当該特定保守製品の点検を行わなければならない。

（改善命令）

第三十二条の十六 主務大臣は、特定製造事業者等が第三十二条の三、第三十二条の四第一項から第四項まで、第三十二条の九から第三十二条の十一まで、第三十二条の十二第一項、第三十二条の十三又は前条の規定に違反していると認めるときは、当該特定製造事業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（主務大臣による公表）

第三十二条の十七 主務大臣は、特定製造事業者等がその事業の全部を廃止したことその他の事情により特定保守製品の点検の実施に支障が生じているときは、当該特定保守製品について、点検を行う技術的能力を有する事業者に関する情報を収集し、これを公表しなければならない。

第二節 特定保守製品の点検その他の保守の体制の整備

（特定製造事業者等の判断の基準となるべき事項）

第三十二条の十八 主務大臣は、特定製造事業者等による特定保守製品の経年劣化による危害の

発生を防止するための点検（以下この節において単に「点検」という。）その他の保守を適切に行うために必要な体制の整備を促進するため、主務省令で、次の事項に関し、特定製造事業者等の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

一 点検を行う事業所の配置、点検の料金の設定及び公表その他の特定保守製品の点検の実効の確保に関する事項
二 特定保守製品の点検に必要な手引の作成及び管理に関する事項
三 特定保守製品の点検の結果必要となると見込まれる特定保守製品の整備に要する部品の保有に関する事項

四 特定保守製品の点検その他の保守に関する情報の一般消費者に対する提供に関する事項
五 その他特定保守製品の点検その他の保守に関し必要な事項

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該特定保守製品に係る技術水準、点検その他の保守の体制の整備の状況その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

（特定製造事業者等による点検その他の保守の体制の整備）

第三十二条の十九 特定製造事業者等は、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、特定保守製品の点検その他の保守を適切に行うために必要な体制を整備しなければならない。

（勧告及び命令）

第三十二条の二十 主務大臣は、特定製造事業者等による特定保守製品の点検その他の保守を適

切に行うために必要な体制の整備が第三十二条の十八第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定製造事業者等に対し、その判断の根拠を示して、当該体制の整備に関し、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができ

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、当該特定製造事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第三節 経年劣化に関する情報の収集及び提供

(主務大臣による情報の収集等)

第三十二条の二十一 主務大臣は、特定保守製品その他消費生活用製品のうち経年劣化により安全上支障が生じ一般消費者の生命又は身体に対して重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品(以下この節において「特定保守製品等」という。)について、経年劣化に起因し、又は起因すると疑われる事故に関する情報を収集し、及び分析し、その結果として得られる劣化しやすい部品及び材料の種類に関する情報その他の特定保守製品等の経年劣化に関する情報を公表するものとする。

2 主務大臣は、前項の規定による公表につき、

必要があると認めるときは、機構に、特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査を行わせることができる。

(事業者の責務)

第三十二条の二十二 特定保守製品等の製造又は輸入の事業を行う者は、前条第一項の規定により公表された特定保守製品等の経年劣化に関する情報を活用し、設計及び部品又は材料の選択の工夫、経年劣化に関する情報の製品への表示又はその改善等を行うことにより、当該特定保守製品等の経年劣化による危害の発生を防止するよう努めなければならない。

2 特定保守製品等の製造、輸入又は小売販売(一般消費者に対する販売をいう。以下この項及び第三十四条において同じ。)の事業を行う者は、その製造、輸入又は小売販売に係る特定保守製品等の経年劣化による危害の発生を防止に資する情報を収集し、当該情報を一般消費者に対し適切に提供するよう努めなければならない。

第三十四条第一項中「(一般消費者に対する販売をいう。以下この条において同じ。)」を削る。

第四十条第一項及び第四十一条第一項中「輸入又は」を「輸入若しくは」に改め、「行う者」の下に「又は特定保守製品取引事業者を加える。

第四十七条第一項中「第二項及び第三項」を「第二項から第四項まで」に改める。

第五十四条第一項第三号中「第四十条の規定による報告の徴収、第四十一条第一項及び第二項の規定による立入検査に関する事項」を「並びに」に改め、「並びに第五十二条第一項の規定による申出の受理に関する事項」を削り、同項に次の二

号を加える。

四 第二章の二第一節の規定による特定保守製品の点検その他の保守に関する情報の提供等に関する事項、同章第二節の規定による特定保守製品の点検その他の保守の体制の整備に関する事項並びに同章第三節の規定による経年劣化に関する情報の収集及び提供に関する事項については、政令で定めるところにより、当該製品の製造若しくは輸入の事業又は当該特定保守製品取引事業者が行う事業を所管する大臣

五 第四十条の規定による報告の徴収、第四十条第一項及び第二項の規定による立入検査に関する事項並びに第五十二条第一項の規定による申出の受理に関する事項については、政令で定めるところにより、当該製品の製造、輸入若しくは販売の事業又は当該特定保守製品取引事業者が行う事業を所管する大臣

第五十四条第二項中「同項第三号」の下に「又は第四号」を加え、「により、同号」を「により、それぞれ同項第三号又は第四号」に改める。

第五十八条第五号中「第三十七条を」第三十二条の十六、第三十二条の二十第三項又は第三十七条に改める。

第五十九条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 第三十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
第六十一条第一号中「第九条」の下に「これらの規定を第三十二条の二第二項において準用する場合を含む。」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四十七条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の消費生活用製品安全法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

審査報告書

電気用品安全法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年十一月十三日

経済産業委員長 渡辺 秀央

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、蓄電池による危険の発生を防止するため、基準適合義務を課すこと等により、その製造、販売等を規制するとともに、旧電気用品取締法に基づく表示の付された電気用品の安定的な流通を確保するための特例措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 携帯電話やノート型パソコンなどの携帯用電子機器での使用が急速に拡大しているリチウムイオン蓄電池については、発火事故等が起こった場合に甚大な被害をもたらすおそれがあることに鑑み、業界と連携して、早急に適切な技術基準を策定すること等その安全対策に万全を期すこと。

二 社会的混乱を引き起こしたPSE騒動の反省を踏まえ、中古品販売事業者や消費者の信頼回復に努めるため、今回の法改正の内容や中古品の販売に当たって留意すべき製品事故情報等について、中古品販売事業者等への周知徹底を図ること。

また、近年、中古品販売事業者数及びその市場規模が拡大していることを踏まえ、安全な中古電気製品が市場に流通するような業界の自主制度の確立及びその普及に努めること。
右決議する。

電気用品安全法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成十九年十一月二日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 江田 五月殿

電気用品安全法の一部を改正する法律案

電気用品安全法の一部を改正する法律

電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

三 蓄電池であつて、政令で定めるもの

附則第六条を次のように改める。

(旧電気用品取締法の表示に係る特例)

第六条 通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律(平成十一年法律第二百一十一号。以下「整理合理化法」という。)附則第四十六条第一項の移行電気用品であつて第二

条第一項の電気用品であるものに付されている整理合理化法第十条の規定による改正前の電

気用品取締法(昭和三十六年法律第二百三十四号。以下「旧電気用品取締法」という。)第二十五

条第一項若しくは第二十六條の六第一項又は整理合理化法附則第四十九條の規定による表示

は、第十条第一項の規定により付された表示とみなす。

2 整理合理化法附則第四十七條第二項又は第五

十條の規定の適用を受ける場合を除き、整理合理化法附則第四十七條第一項の移行特定電気用

品であつて第二条第二項の特定電気用品であるものに付されている旧電気用品取締法第二十五

條の四第一項の規定による表示(整理合理化法附則第四十七條第二項の規定によりなお従前の

例によることとされた旧電気用品取締法第二十五條の四第一項の規定による表示を含む)は、

第十条第一項の規定により付された表示とみなす。

附則第七条及び第八条を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条の改正規定、附則第七条及び第八条を削る改正規定並びに次条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律の一部改正)

第二条 通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律(平成十一年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五十條第一項を削り、同条第二項を同条とする。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の電気用品安全法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

審査報告書

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年十一月十三日

経済産業委員長 渡辺 秀央

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、外国為替及び外国貿易法第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、北朝鮮からのすべての貨物に對して、引き続き、経済産業大臣の輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて、同法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求めるものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本件に係る措置の実施のため、別に費用を要しない。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十九年十一月二日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。)第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」(平

成十九年十月九日閣議決定)に基づき、平成十九年十月十四日から平成二十年四月十三日までの間、法第五十二條の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とするすべての貨物について経済産業大臣の輸入承認義務を課する措置及び法第二十五条第四項の規定による原産地又は船積地域が北朝鮮であつて第三国へ輸出する貨物の売買に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、法第十條第二項の規定に基づいて国会の承認を求める。

投票者氏名

国家公務員等の任命に関する件「国家公務員倫理審査会会長(吉本徹也君)、同委員(草野忠義君及び羽入佐和子君)、検査官(山浦久司君)、総合科学技術会議議員(本庶佑君及び栗田洋子君)、地方分権改革推進委員会委員(西尾勝君)、電気通信事業紛争処理委員会委員(坂庭好一君、龍岡資晃君、尾畑裕君、富沢木実君及び洲上玲子君)、日本放送協会経営委員会委員(大滝精一君及び井原理代君)、中央更生保護審査会委員(志村洋子君)、中央社会保険医療協議会委員(庄司洋子君)、運輸審議会委員(大屋則之君及び廻洋子君)及び公害健康被害補償不服審査会委員(大森淳君)」

賛成者氏名

足立 信也君 二二六名
青木 愛君 相原久美子君
家西 悟君 浅尾慶一郎君
石井 一君 池口 修次君
一川 保夫君

犬塚 直史君	岩本 司君	西岡 武夫君	羽田雄一郎君	小池 正勝君	小泉 昭男君
植松恵美子君	梅村 聡君	長谷川憲正君	白 眞勲君	鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君
小川 勝也君	尾立 源幸君	林 久美子君	姫井由美子君	佐藤 信秋君	坂本由紀子君
大石 正光君	大江 康弘君	平田 健二君	平野 達男君	椎名 一保君	島尻安伊子君
大河原雅子君	大久保 勉君	平山 幸司君	広田 一君	末松 信介君	鈴木 政二君
大久保潔重君	大島九州男君	広中和歌子君	福山 哲郎君	世耕 弘成君	関口 昌一君
大塚 耕平君	岡崎トミ子君	藤末 健三君	藤田 幸久君	田中 直紀君	田村耕太郎君
加賀谷 健君	加藤 敏幸君	藤谷 光信君	藤本 祐司君	伊達 忠一君	谷川 秀善君
風間 直樹君	金子 恵美君	藤原 正司君	藤原 良信君	塚田 一郎君	鶴保 庸介君
神本美恵子君	亀井亜紀子君	舟山 康江君	前川 清成君	中川 雅治君	中村 博彦君
亀井 郁夫君	川合 孝典君	前田 武志君	牧山ひろえ君	中山 恭子君	二之湯 智君
川上 義博君	川崎 稔君	増子 輝彦君	松井 孝治君	西島 英利君	西田 昌司君
木俣 佳丈君	喜納 昌吉君	松岡 徹君	松野 信夫君	野村 哲郎君	南野知恵子君
北澤 俊美君	工藤堅太郎君	円 より子君	水戸 将史君	長谷川大紋君	橋本 聖子君
郡司 彰君	小林 正夫君	水岡 俊一君	峰崎 直樹君	林 芳正君	藤井 孝男君
行田 邦子君	輿石 東君	室井 邦彦君	森 ゆうこ君	古川 俊治君	牧野たかお君
今野 東君	佐藤 公治君	森田 高君	築瀬 進君	舩添 要一君	松田 岩夫君
佐藤 泰介君	櫻井 充君	柳澤 光美君	柳田 稔君	松村 祥史君	松村 龍二君
自見庄三郎君	芝 博一君	山下八洲夫君	山根 隆治君	松山 政司君	丸川 珠代君
島田智哉子君	下田 敦子君	横峯 良郎君	吉川 沙織君	丸山 和也君	水落 敏栄君
主濱 了君	榛葉賀津也君	米長 晴信君	蓮 舩君	溝手 顕正君	森 まさこ君
鈴木 寛君	鈴木 陽悦君	渡辺 秀央君	愛知 治郎君	矢野 哲朗君	山内 俊夫君
田名部匡省君	高嶋 良充君	秋元 司君	浅野 勝人君	山崎 正昭君	山田 俊男君
高橋 千秋君	武内 則男君	荒井 広幸君	有村 治子君	山谷えり子君	山本 一太君
谷 博之君	谷岡 郁子君	石井 準一君	石井みどり君	山本 順三君	吉田 博美君
千葉 景子君	シラキ マルティ君	泉 信也君	磯崎 陽輔君	吉村剛太郎君	義家 弘介君
津田弥太郎君	辻 泰弘君	市川 一朗君	岩永 浩美君	若林 正俊君	脇 雅史君
外山 斎君	徳永 久志君	衛藤 晟一君	尾辻 秀久君	荒木 清寛君	浮島とも子君
森木 利治君	富岡由紀夫君	岡田 直樹君	岡田 広君	加藤 修一君	風間 昶君
友近 聡朗君	那谷屋正義君	加治屋義人君	神取 忍君	木庭健太郎君	澤 雄二君
直嶋 正行君	中谷 智司君	川口 順子君	河合 常則君	白浜 一良君	谷合 正明君
中村 哲治君	長浜 博行君	木村 仁君	岸 信夫君	遠山 清彦君	西田 実仁君

浜田 昌良君 浜四津敏子君
松 あきら君 山口那津男君
山下 栄一君 山本 香苗君
山本 博司君 渡辺 孝男君
鰐淵 洋子君 井上 哲士君
市田 忠義君 紙 智子君
小池 晃君 大門実紀史君
仁比 聡平君 山下 芳生君
近藤 正道君 福島みずほ君
洲上 貞雄君 又市 征治君
山内 徳信君 糸数 慶子君
川田 龍平君 山東 昭子君
松浦 大悟君 松下 新平君

反对者氏名

○名

国家公務員等の任命に関する件「国家公務員倫理
審査会委員(北城格太郎君)、総合科学技術会議議
員(柳原定征君)、電波監理審議会委員(小館香椎
子君)、日本放送協会経営委員会委員(深谷紘一
君)及び公安審査委員会委員(橋本五郎君)」

賛成者氏名

二一五名

足立 信也君 相原久美子君
青木 愛君 浅尾慶一郎君
家西 悟君 池口 修次君
石井 一君 一川 保夫君
犬塚 直史君 岩本 司君
植松恵美子君 梅村 聡君
小川 勝也君 尾立 源幸君
大石 正光君 大江 康弘君
大河原雅子君 大久保 勉君

大久保潔重君 大島九州男君
大塚 耕平君 岡崎トミ子君
加賀谷 健君 加藤 敏幸君
風間 直樹君 金子 恵美君
神本美恵子君 川合 孝典君
川上 義博君 川崎 稔君
木俣 佳丈君 喜納 昌吉君
北澤 俊美君 工藤堅太郎君
郡司 彰君 小林 正夫君
行田 邦子君 興石 東君
今野 東君 佐藤 公治君
佐藤 泰介君 櫻井 充君
芝 博一君 島田智哉子君
下田 敦子君 主演 了君
榛葉賀津也君 鈴木 寛君
鈴木 陽悦君 田名部匡省君
高嶋 良充君 高橋 千秋君
武内 則男君 谷 博之君
谷岡 郁子君 千葉 景子君
シキ マルティン 津田弥太郎君
辻 泰弘君 外山 斎君
徳永 久志君 轟木 利治君
富岡由紀夫君 友近 聡朗君
那谷屋正義君 直嶋 正行君
中谷 智司君 中村 哲治君
長浜 博行君 西岡 武夫君
羽田雄一郎君 白 眞勲君
林 久美子君 姫井由美子君
平田 健二君 平野 達男君
平山 幸司君 広田 一君
広中和歌子君 福山 哲郎君
藤末 健三君 藤田 幸久君

藤谷 光信君 藤本 祐司君
藤原 正司君 藤原 良信君
舟山 康江君 前川 清成君
前田 武志君 牧山ひろえ君
増子 輝彦君 松井 孝治君
松岡 徹君 松野 信夫君
円 より子君 水戸 将史君
水岡 俊一君 峰崎 直樹君
室井 邦彦君 森 ゆうこ君
森田 高君 築瀬 進君
柳澤 光美君 柳田 稔君
山下八洲夫君 山根 隆治君
横峯 良郎君 吉川 沙織君
米長 晴信君 蓮 舫君
渡辺 秀央君 愛知 治郎君
秋元 司君 浅野 勝人君
荒井 広幸君 有村 治子君
石井 準一君 石井みどり君
泉 信也君 磯崎 陽輔君
市川 一朗君 岩永 浩美君
衛藤 晟一君 尾辻 秀久君
岡田 直樹君 岡田 広君
加治屋義人君 神取 忍君
川口 順子君 河合 常則君
木村 仁君 岸 信夫君
小池 正勝君 小泉 昭男君
鴻池 祥肇君 佐藤 昭郎君
佐藤 信秋君 坂本由紀子君
椎名 一保君 島尻安伊子君
末松 信介君 鈴木 政二君
世耕 弘成君 関口 昌一君
田中 直紀君 田村耕太郎君

伊達 忠一君 谷川 秀善君
塚田 一郎君 鶴保 庸介君
中川 雅治君 中村 博彦君
中山 恭子君 二之湯 智君
西島 英利君 西田 昌司君
野村 哲郎君 南野知恵子君
長谷川大紋君 橋本 聖子君
林 芳正君 藤井 孝男君
古川 俊治君 牧野たかお君
舛添 要一君 松田 岩夫君
松村 祥史君 松村 龍二君
松山 政司君 丸川 珠代君
丸山 和也君 水落 敏栄君
溝手 顕正君 森 まさこ君
矢野 哲朗君 山内 俊夫君
山崎 正昭君 山田 俊男君
山谷えり子君 山本 一太君
山本 順三君 吉田 博美君
吉村剛太郎君 義家 弘介君
若林 正俊君 脇 雅史君
荒木 清寛君 浮島とも子君
加藤 修一君 風間 昶君
木庭健太郎君 澤 雄二君
白浜 一良君 谷合 正明君
遠山 清彦君 西田 実仁君
浜田 昌良君 浜四津敏子君
松 あきら君 山口那津男君
山下 栄一君 山本 香苗君
山本 博司君 渡辺 孝男君
鰐淵 洋子君 近藤 正道君
福島みずほ君 洲上 貞雄君
又市 征治君 山内 徳信君

国家公務員等の任命に関する件「労働保険審査会
委員(平野由美子君)、運輸審議会委員(長尾正和
君)及び公害健康被害補償不服審査会委員(田中義
枝君)」

賛成者氏名

一〇五名

愛知 治郎君 秋元 司君
浅野 勝人君 荒井 広幸君
有村 治子君 石井 準一君
石井みどり君 泉 信也君
磯崎 陽輔君 市川 一朗君
岩城 光英君 岩永 浩美君
衛藤 晟一君 尾辻 秀久君
岡田 直樹君 岡田 広君
加治屋義人君 神取 忍君
川口 順子君 河合 常則君
木村 仁君 岸 宏一君
岸 信夫君 小池 正勝君
小泉 昭男君 鴻池 祥肇君
佐藤 昭郎君 佐藤 信秋君
坂本由紀子君 椎名 一保君
島尻安伊子君 末松 信介君
鈴木 政二君 世耕 弘成君
関口 昌一君 田中 直紀君
田村耕太郎君 伊達 忠一君
谷川 秀善君 塚田 一郎君
鶴保 庸介君 中川 雅治君
中川 義雄君 中村 博彦君
中山 恭子君 二之湯 智君
西島 英利君 西田 昌司君
野村 哲郎君 南野知恵子君
長谷川大紋君 橋本 聖子君
林 芳正君 藤井 孝男君

反対者氏名

古川 俊治君 舛添 要一君 松村 祥史君 松山 政司君 丸山 和也君 溝手 顕正君 矢野 哲朗君 山崎 正昭君 山谷えり子君 山本 順三君 吉村剛太郎君 若林 正俊君 荒木 清寛君 加藤 修一君 木庭健太郎君 白浜 一良君 遠山 清彦君 浜田 昌良君 松 あきら君 山下 栄一君 山本 博司君 鰐淵 洋子君 市田 忠義君 小池 晃君 仁比 聡平君 山東 昭子君 牧野たかお君 松田 岩夫君 松村 龍二君 丸川 珠代君 水落 敏栄君 森 まさこ君 山内 俊夫君 山田 俊男君 山本 一太君 吉田 博美君 義家 弘介君 脇 雅史君 浮島とも子君 風間 昶君 澤 雄二君 谷合 正明君 西田 実仁君 浜四津敏子君 山口那津男君 山本 香苗君 渡辺 孝男君 井上 哲士君 紙 智子君 大門実紀史君 山下 芳生君 足立 信也君 青木 愛君 家西 悟君 石井 一君 相原久美子君 浅尾慶一郎君 池口 修次君 一川 保夫君 犬塚 直史君 植松恵美子君 小川 勝也君 大石 正光君 大河原雅子君 大久保潔重君 大塚 耕平君 加賀谷 健君 風間 直樹君 神本美恵子君 亀井 郁夫君 川上 義博君 木保 佳丈君 北澤 俊美君 郡司 彰君 行田 邦子君 今野 東君 佐藤 泰介君 自見庄三郎君 島田智哉子君 主濱 了君 鈴木 寛君 田名部匡省君 高橋 千秋君 谷 博之君 千葉 景子君 津田弥太郎君 外山 斎君 轟木 利治君 友近 聡朗君 直嶋 正行君 中村 哲治君 岩本 司君 梅村 聡君 尾立 源幸君 大江 康弘君 大久保 勉君 大島九州男君 岡崎トミ子君 岡崎 敏幸君 金子 恵美君 亀井亜紀子君 川合 孝典君 川崎 稔君 喜納 昌吉君 工藤堅太郎君 小林 正夫君 奥石 東君 佐藤 公治君 櫻井 充君 芝 博一君 下田 敦子君 榎葉賀津也君 鈴木 陽悦君 高嶋 良充君 武内 則男君 谷岡 郁子君 ギルシマルテ君 辻 泰弘君 徳永 久志君 富岡由紀夫君 那谷屋正義君 中谷 智司君 長浜 博行君 西岡 武夫君 長谷川憲正君 林 久美子君 平田 健二君 平山 幸司君 広中和歌子君 藤末 健三君 藤谷 光信君 藤原 正司君 藤山 康江君 前田 武志君 増子 輝彦君 松岡 徹君 円 より子君 水岡 俊一君 室井 邦彦君 森田 高君 柳澤 光美君 山下八洲夫君 横峯 良郎君 米長 晴信君 渡辺 秀央君 福島みずほ君 又市 征治君 糸数 慶子君 松浦 大悟君 羽田雄一郎君 白 眞勲君 姫井由美子君 平野 達男君 広田 一君 福田 哲郎君 藤田 幸久君 藤本 祐司君 藤原 良信君 前川 清成君 牧山ひろえ君 松井 孝治君 松野 信夫君 水戸 将史君 峰崎 直樹君 森 ゆうこ君 築瀬 進君 柳田 稔君 山根 隆治君 吉川 沙織君 蓮 舫君 近藤 正道君 洲上 貞雄君 山内 徳信君 川田 龍平君 松下 新平君 足立 信也君 青木 愛君 相原久美子君 浅尾慶一郎君

日程第一 気象業務法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

足立 信也君 青木 愛君 二三一名

家西 悟君	池口 修次君	那谷屋正義君	内藤 正光君	岡田 広君	加治屋義人君	浮島とも子君	加藤 修一君
石井 一君	一川 保夫君	直嶋 正行君	中谷 智司君	神取 忍君	川口 順子君	風間 昶君	木庭健太郎君
犬塚 直史君	岩本 司君	中村 哲治君	長浜 博行君	河合 常則君	木村 仁君	澤 雄二君	白浜 一良君
植松恵美子君	梅村 聡君	西岡 武夫君	羽田雄一郎君	岸 宏一君	岸 信夫君	谷合 正明君	遠山 清彦君
小川 勝也君	尾立 源幸君	長谷川憲正君	白 眞勲君	小池 正勝君	小泉 昭男君	西田 実仁君	浜田 昌良君
大石 正光君	大江 康弘君	林 久美子君	姫井由美子君	鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	浜四津敏子君	松 あきら君
大河原雅子君	大久保 勉君	平田 健二君	平野 達男君	佐藤 信秋君	坂本由紀子君	山口那津男君	山下 栄一君
大久保潔重君	大島九州男君	平山 幸司君	広田 一君	椎名 一保君	島尻安伊子君	山本 香苗君	山本 博司君
大塚 耕平君	岡崎トミ子君	広中和歌子君	福山 哲郎君	末松 信介君	鈴木 政二君	渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君
加賀谷 健君	加藤 敏幸君	藤末 健三君	藤田 幸久君	世耕 弘成君	関口 昌一君	井上 哲士君	市田 忠義君
風間 直樹君	金子 恵美君	藤谷 光信君	藤本 祐司君	田中 直紀君	田村耕太郎君	紙 智子君	小池 晃君
神本美恵子君	亀井重紀子君	藤原 正司君	藤原 良信君	伊達 忠一君	谷川 秀善君	大門実紀史君	仁比 聡平君
亀井 郁夫君	川合 孝典君	舟山 康江君	前川 清成君	塚田 一郎君	鶴保 庸介君	山下 芳生君	近藤 正道君
川上 義博君	川崎 稔君	前田 武志君	牧山ひろえ君	中川 雅治君	中川 義雄君	福島みずほ君	瀨上 貞雄君
木俣 佳丈君	喜納 昌吉君	増子 輝彦君	松井 孝治君	中村 博彦君	中山 恭子君	又市 征治君	山内 徳信君
北澤 俊美君	工藤堅太郎君	松岡 徹君	松野 信夫君	二之湯 智君	西島 英利君	糸数 慶子君	川田 龍平君
郡司 彰君	小林 正夫君	円 より子君	水戸 将史君	西田 昌司君	野村 哲郎君	山東 昭子君	松浦 大悟君
行田 邦子君	輿石 東君	水岡 俊一君	峰崎 直樹君	南野知恵子君	長谷川大紋君	山下 新平君	
今野 東君	佐藤 公治君	室井 邦彦君	森 ゆうこ君	橋本 聖子君	林 芳正君		
佐藤 泰介君	櫻井 充君	森田 高君	築瀬 進君	藤井 孝男君	古川 俊治君		
自見庄三郎君	芝 博一君	柳澤 光美君	柳田 稔君	牧野たかお君	舩添 要一君		
島田智哉子君	下田 敦子君	山下八洲夫君	山根 隆治君	松田 岩夫君	松村 祥史君		
主演 了君	榛葉賀津也君	横峯 良郎君	吉川 沙織君	松村 龍二君	松山 政司君		
鈴木 寛君	鈴木 陽悦君	米長 晴信君	蓮 舫君	丸川 珠代君	丸山 和也君		
田中 康夫君	田名部匡省君	渡辺 秀央君	愛知 治郎君	水落 敏栄君	溝手 顕正君		
高嶋 良充君	高橋 千秋君	秋元 司君	浅野 勝人君	森 まさこ君	矢野 哲朗君		
武内 則男君	谷 博之君	荒井 広幸君	有村 治子君	山内 俊夫君	山崎 正昭君		
谷岡 郁子君	千葉 景子君	石井 準一君	石井みどり君	山田 俊男君	山谷えり子君		
シラネ マリエ君	津田弥太郎君	泉 信也君	磯崎 陽輔君	山本 一太君	山本 順三君		
辻 泰弘君	外山 斎君	市川 一朗君	岩城 光英君	吉田 博美君	吉村剛太郎君		
徳永 久志君	轟木 利治君	岩永 浩美君	衛藤 晟一君	義家 弘介君	若林 正俊君		
富岡由紀夫君	友近 聡朗君	尾辻 秀久君	岡田 直樹君	脇 雅史君	荒木 清寛君		

反対者氏名

○名

日程第二 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(衆議院送付)

賛成者氏名

二一七名

足立 信也君 相原久美子君
青木 愛君 浅尾慶一郎君
家西 悟君 池口 修次君
石井 一君 一川 保夫君
犬塚 直史君 岩本 司君
植松恵美子君 梅村 聡君

小川 勝也君	尾立 源幸君	長谷川憲正君	白 眞勲君	小池 正勝君	小泉 昭男君	西田 実仁君	浜田 昌良君
大石 正光君	大江 康弘君	林 久美子君	姫井由美子君	鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	浜四津敏子君	松 あきら君
大河原雅子君	大久保 勉君	平田 健二君	平野 達男君	佐藤 信秋君	坂本由紀子君	山口那津男君	山下 栄一君
大久保潔重君	大島九州男君	平山 幸司君	広田 一君	椎名 一保君	島尻安伊子君	山本 香苗君	山本 博司君
大塚 耕平君	岡崎トミ子君	広中和歌子君	福山 哲郎君	末松 信介君	鈴木 政二君	渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君
加賀谷 健君	加藤 敏幸君	藤末 健三君	藤田 幸久君	世耕 弘成君	関口 昌一君	山東 昭子君	松浦 大悟君
風間 直樹君	金子 恵美君	藤谷 光信君	藤本 祐司君	田中 直紀君	田村耕太郎君	松下 新平君	
神本美恵子君	亀井亜紀子君	藤原 正司君	藤原 良信君	伊達 忠一君	谷川 秀善君		
亀井 郁夫君	川合 孝典君	舟山 康江君	前川 清成君	塚田 一郎君	鶴保 庸介君		
川上 義博君	川崎 稔君	前田 武志君	牧山ひろえ君	中川 雅治君	中川 義雄君		
木俣 佳丈君	喜納 昌吉君	増子 輝彦君	松井 孝治君	中村 博彦君	中山 恭子君		
北澤 俊美君	工藤堅太郎君	松岡 徹君	松野 信夫君	二之湯 智君	西島 英利君		
郡司 彰君	小林 正夫君	円 より子君	水戸 将史君	西田 昌司君	野村 哲郎君		
行田 邦子君	奥石 東君	水岡 俊一君	峰崎 直樹君	南野知恵子君	長谷川大紋君		
今野 東君	佐藤 公治君	室井 邦彦君	森 ゆうこ君	橋本 聖子君	林 芳正君		
佐藤 泰介君	櫻井 充君	森田 高君	築瀬 進君	藤井 孝男君	古川 俊治君		
自見庄三郎君	芝 博一君	柳澤 光美君	柳田 稔君	牧野たかお君	舩添 要一君		
島田智哉子君	下田 敦子君	山下八洲夫君	山根 隆治君	松田 岩夫君	松村 祥史君		
主濱 了君	榑葉賀津也君	横峯 良郎君	吉川 沙織君	松村 龍二君	松山 政司君		
鈴木 寛君	鈴木 陽悦君	米長 晴信君	蓮 舩君	九川 珠代君	丸山 和也君		
田中 康夫君	田名部匡省君	渡辺 秀央君	愛知 治郎君	水落 敏栄君	溝手 顕正君		
高嶋 良充君	高橋 千秋君	秋元 司君	浅野 勝人君	森 まさこ君	矢野 哲朗君		
武内 則男君	谷 博之君	荒井 広幸君	有村 治子君	山内 俊夫君	山崎 正昭君		
谷岡 郁子君	千葉 景子君	石井 準一君	石井みどり君	山田 俊男君	山谷えり子君		
ツルキンマルディ君	津田弥太郎君	泉 信也君	磯崎 陽輔君	山本 一太君	山本 順三君		
辻 泰弘君	外山 斎君	市川 一朗君	岩城 光英君	吉田 博美君	吉村剛太郎君		
徳永 久志君	轟木 利治君	岩永 浩美君	衛藤 晟一君	義家 弘介君	若林 正俊君		
富岡由紀夫君	友近 聡朗君	尾辻 秀久君	岡田 直樹君	脇 雅史君	荒木 清寛君		
那谷屋正義君	内藤 正光君	岡田 広君	加治屋義人君	浮島とも子君	加藤 修一君		
直嶋 正行君	中谷 智司君	神取 忍君	川口 順子君	風間 昶君	木庭健太郎君		
中村 哲治君	長浜 博行君	河合 常則君	木村 仁君	澤 雄二君	白浜 一良君		
西岡 武夫君	羽田雄一郎君	岸 宏一君	岸 信夫君	谷合 正明君	遠山 清彦君		

反対者氏名

一三名

井上 哲士君 市田 忠義君
紙 智子君 小池 晃君
大門実紀史君 仁比 聡平君
山下 芳生君 福島みずほ君
淵上 貞雄君 又市 征治君
山内 徳信君 糸数 慶子君
川田 龍平君

賛成者氏名

二三名

足立 信也君 相原久美子君
青木 愛君 浅尾慶一郎君
家西 悟君 池口 修次君
石井 一君 一川 保夫君
犬塚 直史君 岩本 司君
植松恵美子君 梅村 聡君
小川 勝也君 尾立 源幸君
大石 正光君 大江 康弘君
大河原雅子君 大久保 勉君
大久保潔重君 大島九州男君

大塚 耕平君	岡崎トミ子君	広中和歌子君	福山 哲郎君	末松 信介君	鈴木 政二君	渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君
加賀谷 健君	加藤 敏幸君	藤末 健三君	藤田 幸久君	世耕 弘成君	関口 昌一君	井上 哲士君	市田 忠義君
風間 直樹君	金子 恵美君	藤谷 光信君	藤本 祐司君	田中 直紀君	田村耕太郎君	紙 智子君	小池 晃君
神本美恵子君	亀井亜紀子君	藤原 正司君	藤原 良信君	伊達 忠一君	谷川 秀善君	大門実紀史君	仁比 聡平君
亀井 郁夫君	川合 孝典君	舟山 康江君	前川 清成君	塚田 一郎君	鶴保 庸介君	山下 芳生君	近藤 正道君
川上 義博君	川崎 稔君	前田 武志君	牧山ひろえ君	中川 雅治君	中川 義雄君	福島みずほ君	瀨上 貞雄君
木俣 佳丈君	喜納 昌吉君	増子 輝彦君	松井 孝治君	中村 博彦君	中山 恭子君	又市 征治君	山内 徳信君
北澤 俊美君	工藤堅太郎君	松岡 徹君	松野 信夫君	二之湯 智君	西島 英利君	糸数 慶子君	川田 龍平君
行田 邦子君	小林 正夫君	岡より子君	水戸 将史君	西田 昌司君	野村 哲郎君	山東 昭子君	松浦 大悟君
今野 東君	奥石 東君	水岡 俊一君	峰崎 直樹君	南野知恵子君	長谷川大紋君	松下 新平君	
佐藤 泰介君	佐藤 公治君	室井 邦彦君	森 ゆうこ君	橋本 聖子君	林 芳正君		
自見庄三郎君	櫻井 充君	森田 高君	築瀬 進君	藤井 孝男君	古川 俊治君		
島田智哉子君	芝 博一君	柳澤 光美君	柳田 稔君	牧野たかお君	舛添 要一君		
主演 了君	下田 敦子君	山下八洲夫君	山根 隆治君	松田 岩夫君	松村 祥史君		
鈴木 寛君	榎葉賀津也君	横峯 良郎君	吉川 沙織君	松村 龍二君	松山 政司君		
田中 康夫君	鈴木 陽悦君	米長 晴信君	蓮 舫君	丸川 珠代君	丸山 和也君		
高嶋 良充君	田名部匡省君	渡辺 秀央君	愛知 治郎君	水落 敏栄君	溝手 顕正君		
武内 則男君	高橋 千秋君	秋元 司君	浅野 勝人君	森 まさこ君	矢野 哲朗君		
谷岡 郁子君	谷 博之君	荒井 広幸君	有村 治子君	山内 俊夫君	山崎 正昭君		
光シ マルイ君	千葉 景子君	石井 準一君	石井みどり君	山田 俊男君	山谷えり子君		
辻 泰弘君	津田弥太郎君	泉 信也君	磯崎 陽輔君	山本 一太君	山本 順三君		
徳永 久志君	外山 斎君	市川 一朗君	岩城 光英君	吉田 博美君	吉村剛太郎君		
富岡由紀夫君	轟木 利治君	岩永 浩美君	衛藤 晟一君	義家 弘介君	若林 正俊君		
那谷屋正義君	友近 聡朗君	尾辻 秀久君	岡田 直樹君	脇 雅史君	荒木 清寛君		
直嶋 正行君	内藤 正光君	岡田 広君	加治屋義人君	浮島とも子君	加藤 修一君		
中村 哲治君	中谷 智司君	神取 忍君	川口 順子君	風間 昶君	木庭健太郎君		
西岡 武夫君	長浜 博行君	河合 常則君	木村 仁君	澤 雄二君	白浜 一良君		
長谷川憲正君	羽田雄一郎君	岸 宏一君	岸 信夫君	谷合 正明君	遠山 清彦君		
林 久美子君	白 眞敷君	小池 正勝君	小泉 昭男君	西田 実仁君	浜田 昌良君		
平田 健二君	姫井由美子君	鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	浜四津敏子君	松 あきら君		
平山 幸司君	平野 達男君	佐藤 信秋君	坂本由紀子君	山口那津男君	山下 栄一君		
	広田 一君	椎名 一保君	島尻安伊子君	山本 香苗君	山本 博司君		
						反対者氏名	○名
						日程第五 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(衆議院送付)	
						賛成者氏名	二一七名
						足立 信也君	相原久美子君
						青木 愛君	浅尾慶一郎君
						家西 悟君	池口 修次君
						石井 一君	一川 保夫君
						大塚 直史君	岩本 司君
						植松恵美子君	梅村 聡君
						小川 勝也君	尾立 源幸君
						大石 正光君	大江 康弘君
						大河原雅子君	大久保 勉君
						大久保潔重君	大島九州男君
						大塚 耕平君	岡崎トミ子君
						加賀谷 健君	加藤 敏幸君
						風間 直樹君	金子 恵美君
						神本美恵子君	亀井亜紀子君

龜井 郁夫君	川合 孝典君	舟山 康江君	前川 清成君
川上 義博君	川崎 稔君	前田 武志君	牧山ひろえ君
木俣 佳丈君	喜納 昌吉君	増子 輝彦君	松井 孝治君
北澤 俊美君	工藤堅太郎君	松岡 徹君	松野 信夫君
郡司 彰君	小林 正夫君	円より子君	水戸 将史君
行田 邦子君	奥石 東君	水岡 俊一君	峰崎 直樹君
今野 東君	佐藤 公治君	室井 邦彦君	森 ゆうこ君
佐藤 泰介君	櫻井 充君	森田 高君	築瀬 進君
自見庄三郎君	芝 博一君	柳澤 光美君	柳田 稔君
島田智哉子君	下田 敦子君	山下八洲夫君	山根 隆治君
主演 了君	榛葉賀津也君	横峯 良郎君	吉川 沙織君
鈴木 寛君	鈴木 陽悦君	米長 晴信君	蓮 舫君
田中 康夫君	田名部匡省君	渡辺 秀央君	愛知 治郎君
高嶋 良充君	高橋 千秋君	秋元 司君	浅野 勝人君
武内 則男君	谷 博之君	荒井 広幸君	有村 治子君
谷岡 郁子君	千葉 景子君	石井 準一君	石井みどり君
シラキ マルティ君	津田弥太郎君	泉 信也君	磯崎 陽輔君
辻 泰弘君	外山 斎君	市川 一朗君	岩城 光英君
徳永 久志君	轟木 利治君	岩永 浩美君	衛藤 晟一君
富岡由紀夫君	友近 聡朗君	尾辻 秀久君	岡田 直樹君
那谷屋正義君	内藤 正光君	岡田 広君	加治屋義人君
直嶋 正行君	中谷 智司君	神取 忍君	川口 順子君
中村 哲治君	長浜 博行君	河合 常則君	木村 仁君
西岡 武夫君	羽田雄一郎君	岸 宏一君	岸 信夫君
長谷川憲正君	白 眞勲君	小池 正勝君	小泉 昭男君
林 久美子君	姫井由美子君	鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君
平田 健二君	平野 達男君	佐藤 信秋君	坂本由紀子君
平山 幸司君	広田 一君	椎名 一保君	島尻安伊子君
広中和歌子君	福山 哲郎君	末松 信介君	鈴木 政二君
藤末 健三君	藤田 幸久君	世耕 弘成君	関口 昌一君
藤谷 光信君	藤本 祐司君	田中 直紀君	田村耕太郎君
藤原 正司君	藤原 良信君	伊達 忠一君	谷川 秀善君

反対者氏名

井上 哲士君	市田 忠義君
紙 智子君	小池 晃君
大門実紀史君	仁比 聡平君
山下 芳生君	福島みずほ君
洲上 貞雄君	又市 征治君
山内 徳信君	糸数 慶子君
川田 龍平君	

中国における遺棄化学兵器処理に関する質問
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年十一月一日

谷 博之

参議院議長 江田 五月殿

中国における遺棄化学兵器処理に関する質問
問主意書

我が国は、化学兵器禁止条約（一九九七年四月二十九日発効）に基づき、中国における旧日本軍の遺棄化学兵器を廃棄処理することとし、閣議決定に基づいて一九九九年四月一日遺棄化学兵器処理担当室を総理府（現内閣府）に設置した。以来、同担当室が、遺棄化学兵器の廃棄処理を安全かつ速やかに行うための業務を行っていることとなつてゐる。

この度、その業務委託先の民間事業者の周辺で約一億円の不正支出疑惑が持ち上がり、東京地検特捜部は本年十月十七日、特別背任の疑いで、パシフィックコンサルタンツグループ傘下の「株式

会社遺棄化学兵器処理機構」や「パシフィックコンサルタンツインターナショナル」(以下「P C I」という。)など関係先を家宅搜索した。P C Iは、多額の政府開発援助(ODA)事業を受注している大手コンサルタント企業であるが、そこでも既に同様の窓口での不正経理が発覚している。私は二〇〇五年二月二十二日の参議院決算委員会、P C IによるODAの再委託を利用した水増し請求問題を初めて取り上げ、これは参議院の内閣に対する警告決議となつて、会計検査院が異例の三年越しの会計実地検査を行い、本年九月に参議院は最終報告を受け取つたばかりである。それによると、P C Iは架空の現地下請会社との再委託契約を装うなどの窓口により、独立行政法人「国際協力機構」(JICA)から四年間に総額一億円を超える不当な金額を受け取つていた。ODAにおける不正経理問題が参議院で取り上げられていた頃から、既にこの遺棄化学兵器処理事業においても不正経理の疑惑がささやかれており、私はかねてより内閣府に対して警告を発してきたつもりである。

そこで、以下質問する。

一 中国における遺棄化学兵器処理事業には、これまでいくらの国費が投入され、そのうちパシフィックコンサルタンツグループ企業及びP C Iの参加する共同事業体が受注した額は、再委託、再々委託費を含め、総額はいくらか。把握している限り明らかにされたい。

二 私の資料要求に対して二〇〇五年六月十四日に内閣府が提出した資料によると、担当室は二〇〇〇年から二〇〇三年までP C Iの参加する共同事業体(以下「P M C」という。)と毎年直接

業務委託をしていたが、二〇〇四年以降は、株式会社遺棄化学兵器処理機構と業務委託契約を結び、株式会社遺棄化学兵器処理機構からP M Cに再委託がなされている。二〇〇三年度P M Cが内閣府から直接委託を受けた事業費は三十八億五千四百万円、二〇〇四年度、二〇〇五年度にP M Cが株式会社遺棄化学兵器処理機構から再委託された事業費はそれぞれ三十四億六千万円、三十七億六千七百万円と同規模の金額であることから、P M Cが委託された業務内容はほぼ同内容と推定されるが、二〇〇四年度からP M Cとの直接委託関係をなぜ解消しなければならなかったのか明らかにされたい。

三 二〇〇四年度からの実施体制の変更について、二〇〇五年四月十五日の「衆議院議員今野東君提出遺棄化学兵器処理事業に関する質問に対する答弁書」(内閣衆質一六二第四七号)(以下「前回答弁書」という。)で、「業務を一体的に処理させることが適当であると考えられたことによる」と答弁しているが、一体的に業務を処理すべきは、担当室と同じ名称の紛らわしい民間会社ではなく、担当室自身なのではないのか。政府の認識を示されたい。

四 機構はこれまで何社と再委託契約を結んでいるか。年度ごとに再委託先の件数及び機構の受注総額に占める再委託額の割合をそれぞれ示されたい。

五 二〇〇四年度以降、機構が内閣府から受託している「遺棄化学兵器処理事業総合管理業務」と、機構からP M Cが再受託している「遺棄化学兵器処理事業総合コンサルティング業務」とは具体的に何が異なるのか。それぞれの業務内

容の詳細が分かるよう、予算細目と細目ごとの予算額をつまびらかに示されたい。

六 政府はP C Iに対して当該業務の一部が再委託(又は再々委託)されていることを知らなかったとのことだが、P M Cと直接委託関係を維持していれば、P M Cからの委託先はすべて把握できていたのではないか。内閣府担当室の業務委託先が、遺棄化学兵器処理事業の一部を別の会社に再委託する場合は、内閣府に対してどのような手続を採ることになつていったのか明らかにされたい。また、再委託先が再々委託する場合、どのような手続が求められているのか明らかにされたい。

七 私は二〇〇五年の六月時点で、P C Iへ再委託されているとの情報をつかみ、内閣府に対して警鐘を鳴らしてきたが、内閣府は一貫して、その事実はないと回答してきた。本日に担当室の職員のうち一人も知らなかったのか。昨今の厚生労働省における肝炎情報に関する情報管理への国民の批判を踏まえ、再度全職員に十分聞き取りを行った上で回答を示されたい。

八 P M Cによる無断の再委託契約ないし再々委託契約の有無について、政府はこれまでどのような調査、確認の方法を取ってきたのか明らかにされたい。また、P M Cに電話で照会し、再委託はない旨の回答をうのみにしてきただけだとすると、あまりに不十分な対応ではなかったのか。政府の認識を明らかにされたい。

九 報道によると、パシフィックコンサルタンツグループ企業のP P Mという会社が再委託(又は再々委託)していたとのことだが、現時点で、株式会社遺棄化学兵器処理機構及びP M C

は、P P Mが業務の一部を受託していたことを内閣府に対して認めているのか明らかにされたい。

十 無断の再委託(又は再々委託)が事実とすれば、契約違反に当たるとの報道があるが、その場合、委託元である株式会社遺棄化学兵器処理機構及びP M Cに対してどのようなペナルティを課すことが可能なか明らかにされたい。

十一 仮に株式会社遺棄化学兵器処理機構は、P P Mとの直接の業務委託契約関係がなく、P M CからP P Mへの再委託を知らなかったと主張した場合、機構にはいかなるペナルティも課せられないのか明らかにされたい。

十二 内閣府に専門の担当室を設けていながら、なぜ一民間企業である株式会社遺棄化学兵器処理機構に、ほとんどすべての事業を随意契約で発注してきたのかということについて、前回答弁書では「機構は、処理事業に有用な調査手法や技術上の情報等を有しており、業務の委託先として機構以外への代替は困難である」と答弁しているが、担当室に専門性はないのか。また、機構が有している調査手法や技術上の情報等のうち、他の企業に代替が困難なものは具体的にどのようなものを指しているのか明らかにされたい。

十三 私はかねてより「業務を一体的に処理させる」、つまり丸投げの発注形態には問題があると内閣府に指摘してきたが、何年にもわたり随意契約で多額の委託費を支払い続ける状況は、不正を産みやすいことは誰にでも分かることである。これまで国の責任として、委託事業の進捗状況や実施体制、業務委託費の使い道などの

経理内容等について、どのような頻度で、いつ、誰がどのような方法で監査や会計検査、現地視察を行ってきたのか。それぞれ具体的に明らかにされたい。

十四 今回の不正は、なぜ起きたと考えているか。またこのような不正を見逃してきたことについて、政府に責任はあったと考えているか、それともなかったと考えているか。政府の認識を明らかにされたい。

十五 中国における遺棄化学兵器処理事業は、今後何年間続くことになるかと考えているか。また、今後どのくらいの費用がかかると考えているのか。推定可能な範囲で明らかにされたい。

十六 今回の不祥事を受け、再発防止策として、政府はどのような方策を考えているのか明らかにされたい。

十七 今後の遺棄化学兵器処理事業について何点か明らかにする必要がある。

1 遺棄化学兵器処理事業については、今後もしパシフィックコンサルタンツグループ関連企業への業務委託を継続するつもりか明らかにされたい。

2 遺棄化学兵器処理事業については、今後もし民間委託を随意契約によって続けるつもりなのか明らかにされたい。

3 遺棄化学兵器処理事業を内閣府が担当する限り、専門家もおらず、担当室の人数も少ないことから、民間への丸投げ状態を続けざるを得ず、かつODAのようなチェック機能も働かないと私は認識している。遺棄化学兵器処理事業については、防衛省が国内において異なる処理方式を採用しているようだが、政

府は今後も内閣府に中国でのこの事業を担当させるつもりか明らかにされたい。

十八 担当室が二〇〇〇年度以降、機構及びPMC以外に直接委託している業務はどのような内容で、委託額はいくらか。年度ごとに委託先名、金額、内容をそれぞれ明らかにされたい。

十九 担当室には何人の職員がいて、それぞれどのような専門性を有しているのか。また、業務委託以外に自前でやっている業務内容を明らかにされたい。

二十 外務省及び内閣府の職員が、株式会社遺棄化学兵器処理機構やPCI、あるいはその他のパシフィックコンサルタンツグループ傘下の企業の関係者とゴルフを行ったり、金銭や物品の贈与を受けるなど国家公務員倫理規程に抵触する行為を行った事実はないか。昨今の防衛省不祥事に対する国民の強い批判を踏まえ、職員に十分聞き取りを行った上で回答を示されたい。

二十一 株式会社遺棄化学兵器処理機構には、国際協力銀行元管理部長が天下りしているとの情報があるが、外務省や内閣府から機構に天下った者はいるのか。いるのであれば、年度ごとの人数、氏名、退職前の役職をそれぞれ明らかにされたい。

二十二 本年十月二十八日付けの朝日新聞によると、中国の遺棄化学兵器処理事業をめぐる不正に流用した疑いがある約九千万円は、PMCが都内の弁護士名義の口座に振り込んだとされている。この弁護士は、流用に関与した疑いで事情聴取される可能性がある」と報道されている荒木民生PCI元社長が関係している民事上の争いにおいて、「山田慶二」氏の代理人を務めている。

る。この「山田慶二」氏は二〇〇三年に当時の日本道路公団藤井総裁を陰で操る不動産ブローカーとして報道されているが、株式会社遺棄化学兵器処理機構及びPMCと、「山田慶二」なる人物との関係について、政府が把握している限りの情報について明らかにされたい。

右質問する。

平成十九年十一月九日

内閣総理大臣 福田 康夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員谷博之君提出中国における遺棄化学兵器処理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員谷博之君提出中国における遺棄化学兵器処理に関する質問に対する答弁書

一について

中国において遺棄化学兵器を廃棄処理する事業(以下「処理事業」という。)における平成十八年度までの予算執行総額は、内閣府では約四百七十一億円、外務省では約三十九億円となっており、合計約五百十億円である。

このうち、内閣府が、平成十二年度から平成十五年度までの間に、株式会社パシフィックコンサルタンツインターナショナル(以下「PCI」という。)と日揮株式会社の共同企業体であるプロジェクト・マネージメント・コンサルタント(以下「PMC」という。)に支出した額は約六十五億円である。また、内閣府が、平成十六年度から平成十八年度までの間に、パシフィックコンサルタンツグループ株式会社(以下「PC

IG」という。)が出資する株式会社遺棄化学兵器処理機構(以下「機構」という。)に支出した額は約二百三十一億円であり、このうちPMCに再委託された額は約七十九億円である。また、外務省が、PCIの関連企業及びPMCに本事業に係る業務を委託したことはないが、PCIに委託業務の一部が再委託されており、委託先に存在する資料等によれば、平成九年度から平成十一年度までの間、平成十三年度、平成十四年度及び平成十六年度に、PCIに支出した額は約一億円である。

二について

内閣府において、平成十六年度から、PMCとの直接委託関係をやめ、機構に業務委託することとしたのは、同年度以降、中国吉林省ハルバ嶺における処理事業に関し、従前の調査・研究等の業務に加え、発掘回収施設等の建設や各種装置の製造に係る調達及び履行管理、施設運転管理に関する業務等が必要となることが見込まれ、これらの業務を一体的に処理させることが適当であると考えられたことによるものである。

三について

お尋ねの内容が定かではないが、処理事業については、「遺棄化学兵器問題に対する取組について(平成十一年三月十九日閣議決定)」に基づき、中国との技術的事項の協議・調整や処理事業全体における政策的な決定等の業務を含め一体的に業務を処理するため、遺棄化学兵器処理担当室(以下「担当室」という。)が、平成十一年四月一日に旧総理府に、平成十三年一月の中央省庁改革以降は内閣府に、設置されている。

処理事業については、中国において長期間埋設された大量の遺棄化学兵器を処理するものであり、知見及び技術を新たに蓄積しながら進めていくという特殊性を有すること、また、ハルバ嶺における事業が本格化するに当たり、行政組織の運営の効率化の観点等の理由により、担当室が発掘回収施設等を調達、維持・管理することは困難であつたことから、コンサルティング業務及び調達業務を一体的に処理する管理会社が必要であると判断し、機構と契約したところである。

四について

機構からの再委託については、平成十八年度までに十三業者と契約を締結し、平成十六年度に八件、平成十七年度に七件、平成十八年度に八件の契約を締結している。また、各年度の受注総額に占める再委託額の割合は、平成十六年度が四十五・六パーセント、平成十七年度が四十・七パーセント、平成十八年度が三十五・六パーセントである。

五について

「遺棄化学兵器処理事業総合管理業務」(以下「管理業務」という。)とは、発掘回収施設等の建設や各種装置の製造に係る基本設計及び設計管理の技術コンサルティング業務(以下「総合コンサルティング業務」という。)、ハルバ嶺における発掘回収・実処理事業、ハルバ嶺以外の中国各地において発見された遺棄化学兵器等の発掘回収事業、移動式処理設備の導入を円滑かつ適切に実施するための事業実施計画の立案、建設会社・運営会社の選定等を総合的に処理する業務をいう。他方、「遺棄化学兵器処理事業総合

コンサルティング業務」とは、管理業務のうち機構が業務の一部をPMCに再委託した総合コンサルティング業務である。

機構が、管理業務について、平成十八年度までに支出した額の内訳は、平成十六年度については、社員等旅費、事務管理費等の一般業務経費約二億円、総合コンサルティング業務、小規模発掘回収業務経費等の再委託事業費約三十四・八億円、役社員等給与約三・一億円、一般管理費約一・八億円、対中要請事業経費約三十二・五億円、消費税及び地方消費税額約二・一億円の合計約七十六・四億円である。このうち総合コンサルティング業務の再委託事業費並びにこれに係る消費税及び地方消費税額は約三十四・一億円である。平成十七年度については、社員等旅費、事務管理費等の一般業務経費約一・九億円、総合コンサルティング業務、小規模発掘回収業務経費等の再委託事業費約三十億円、役社員等給与約二・六億円、一般管理費約一・五億円、対中要請事業経費約三十五・四億円、消費税及び地方消費税額約一・六億円の合計約七十三・八億円である。このうち総合コンサルティング業務の再委託事業費並びにこれに係る消費税及び地方消費税額は約二十三・七億円である。平成十八年度については、社員等旅費、事務管理費等の一般業務経費約二・四億円、総合コンサルティング業務、小規模発掘回収業務経費等の再委託事業費約二十八・六億円、役社員等給与約三・七億円、一般管理費約一・七億円、対中要請事業経費約四十一・一億円、消費税及び地方消費税額約一・九億円の合計約八十四・四億円である。このうち総合コンサル

ティング業務の再委託事業費並びにこれに係る消費税及び地方消費税額は約二十・七億円である。

六について

機構が業務の一部を別の会社に再委託する場合は、内閣府と機構との業務委託契約書において、あらかじめ内閣府の承諾を得ることが義務付けられている。機構は、内閣府に対して委託理由等を明らかにした承認願をもって申請し、内閣府は厳正な審査を行った上で適正と判断すればこれを承認する。

また、PMCが業務の一部を別の会社に再委託する場合は、機構とPMCとの業務再委託契約書において、あらかじめ機構の承諾を得ることが義務付けられている。PMCは、機構に対して委託理由等を明らかにした申請書を提出し、これを受け機構は、再委託における手続と同様に、内閣府に対して承認願をもって申請し、内閣府は厳正な審査を行った上で適正と判断すればこれを承認しており、お尋ねのPMCからの委託先については、内閣府として把握しているところである。

七について

現在担当室に勤務する職員全員に再度聞き取り調査を行ったが、PCIに再委託されているとの御指摘について、承認している者はいない。

八について

お尋ねについては、現在内閣府と業務委託契約を締結している機構の役員等に対し、事実関係の聴取を実施しているほか、担当室に存在する機構及びPMCから提出された各四半期に作

成される業務月報等の支出状況報告、機構及びPMCから提出された再委託又は再々委託の承認願、内閣府が機構に手交した承認通知書等に基づき再確認をしているところである。

九について

内閣府は、機構が内閣府から委託された業務の一部を、パシフィックプログラムマネジメント株式会社(以下「PPM」という。)に再委託又はPMCからPPMへ再々委託したことはない旨、機構から報告を受けている。

十及び十一について

お尋ねについては、内閣府と機構、機構とPMCとの間に締結された契約書においては、業務が無断で再委託された場合の罰則についての規定はない。一般論として申し上げれば、民法(明治二十九年法律第八十九号)に基づく損害賠償請求等の規定がある。

十二について

担当室には、廃棄処理技術等に関して専門性を有する技術系職員や化学剤の性状、取扱いに通じた陸上自衛官等が配属されており、中国との技術的事項の協議・調整や中国各地での化学兵器の発掘・回収等の業務に当たっている。

また、御指摘の「他の企業に代替が困難なもの」とは、例えば、ハルバ嶺発掘回収事業における施設建設や各種装置調達等に係る蓄積された情報や知見である。

十三について

処理事業の経理内容については、内閣府において、内閣府と機構及び機構とPMCとの契約の締結に当たり、業務内容に応じた適正な人件費、事務管理費、再委託事業費等の積算内訳に

ついて、機構又はPMCから根拠となる資料の入手及び具体的内容に関する担当室職員による聞き取りを実施しており、経費執行後に、各四半期に提出される業務月報等の支出状況報告に基づき確認を行っている。機構においては、会社法(平成十七年法律第八十六号)に基づく義務はないが、内閣府からの指示により、期中・期末において、会計監査人である監査法人トーマツによる監査を実施しているところである。

また、処理事業の実施状況については、内閣府において、事業の実施前に、内閣府で積算の考え方を専門家の意見を交えて検討し、積算根拠や内容の確認のため、中国の諸制度の調査等を行っており、事業の実施中又は事後に、内閣府の職員が現場に赴き、事業内容の確認を行っている。

十四について

内閣府として事実関係を調査しているところであるが、詳細について不明な点も多く、お尋ねについては、現時点でお答えすることは差し控えていただきたい。

十五について

中国における遺棄化学兵器は、ハルバ嶺に埋設されていると推定される約三十万から四十万発のほか、ハルバ嶺以外の中国各地において、これまで約四万二千発を発掘回収しており、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約(平成九年条約第三号)の廃棄期限を念頭に置き、これらの遺棄化学兵器の廃棄を一日も早く完了すべく最大限の努力を行っている。他方、日中双方に遺棄化学兵器の所在に関する資料は十分なものがなく、すべて

の埋設地等を特定することは困難であり、今後にも新たに発見される可能性も否定できない。また、本年四月の日中首脳会談において表明した移動式処理設備の導入等、合理的かつ迅速に処理を実施するとの観点から処理事業全体の在り方について検討を行っているところである。したがって、現時点において、今後の費用総額についてお答えすることは困難である。

十六について

内閣府として事実関係を調査しているところであるが、詳細について不明な点も多く、お尋ねについては、現時点でお答えすることは差し控えていただきたいが、今後、処理事業の執行体制を見直す必要があると考えている。

十七の1及び2について

内閣府として事実関係を調査しているところであるが、詳細について不明な点も多く、お尋ねについては、現時点でお答えすることは差し控えていただきたい。なお、処理事業は、三について述べたとおり、その特殊性により、民間企業の知見や経験を利用しながら進めるものであるが、他方、政府が処理事業の実施について管理、指導することが必要であり、今後、処理事業の執行体制を見直す必要があると考えている。

十七の3について

処理事業については、「遺棄化学兵器問題に対する取組について」に基づき、中国との技術的事項の協議・調整や処理事業全体における政策的な決定等の業務を含め一体的に業務を処理するため、担当室が、平成十一年四月一日に旧総理府に、平成十三年一月の中央省庁改革以降

は内閣府に、設置されている。なお、今後、処理事業の執行体制については、見直す必要があると考えている。

十八について

処理事業における平成十二年度以降の機構及びPMC以外に内閣府が直接委託している業務内容等は、平成十二年度については、社団法人日本防衛装備工業会に対する遺棄化学兵器前処理基礎実証試験及び計画策定のための調査、委託金額約二・九億円、財団法人化学物質評価研究機構に対する遺棄化学兵器の化学剤等分析調査業務、委託金額約一・六億円、株式会社三菱総合研究所に対する遺棄化学兵器の発掘・回収に関する遠隔操作化の可能性調査、委託金額約〇・一億円、株式会社小松製作所に対する遺棄化学兵器取扱いの安全対策に係るピクリン酸基礎実験業務、委託金額約〇・七億円、株式会社神戸製鋼所に対する屈斜路湖化学剤サンプリング業務、委託金額約〇・一億円、古河機械金属株式会社に対する遺棄化学兵器処理事業における砒素・その他誘導体に関する作業環境安全対策調査、委託金額約〇・〇八億円、株式会社三菱化学安全科学研究所に対する遺棄化学兵器廃棄処理事業に係る環境関連基準調査業務、委託金額約〇・〇五億円であり、合計約五・五億円である。平成十三年度については、社団法人日本防衛装備工業会に対する遺棄化学兵器前処理基礎実証試験、委託金額約〇・一億円、財団法人化学物質評価研究機構に対する遺棄化学兵器の化学剤等分析調査業務、委託金額約〇・六億円であり、合計約〇・七億円である。平成十四年度については、財団法人日本国際協力システ

ムに対する遺棄化学兵器処理事業に係る管理会社公募のための仕様書作成補助業務、委託金額約〇・〇八億円である。

十九について

担当室の職員は、内閣府のほか、総務省、外務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、環境省及び防衛省からの出向者により構成されており、現在、二十一名である。担当室には、廃棄処理技術等に関して専門性を有する技術系職員や化学剤の性状、取扱いに通じた陸上自衛官等が配属されており、中国との技術的事項の協議・調整や中国各地での化学兵器の発掘・回収等の業務に当たっている。

また、担当室が行っている委託事業以外の業務については、例えば、一般的な行政事務のほか、中国との交渉、処理事業全般における政策的な決定等の業務を行っているところである。

二十について

内閣府及び外務省においては、これまでのところ、それぞれの職員が、御指摘の企業との関係者との関係において、国家公務員倫理法(平成十一年法律第二百九号)及び国家公務員倫理規程(平成十二年政令第一号)に違反する行為を行った事実を確認されていないが、内閣府においては、現在、担当室に勤務する職員について、過去に在籍した者を含めて、改めてそのような事実の確認を進めているところであり、また、外務省においても、引き続き、必要な確認を進めていく考えである。

二十一について

内閣府及び外務省において確認できる範囲では、それぞれの職員で御指摘の企業に再就職した者はいない。

二十二について

内閣府としては、御指摘の事実について、把握していない。

国会議員の定数削減による支出の削減等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年十一月一日

参議院議長 江田 五月殿

藤末 健三

国会議員の定数削減による支出の削減等に関する質問主意書

八百兆円を超える負債を有する我が国政府の財政再建のためには、政府支出の大幅な削減が必要であるが、それと同時に議院内閣制の下に行政府の監視責任がある立法府の支出削減も必要不可欠である。

民主党は、国会議員定数八十の削減を提案している。また、議員歳費、文書通信費、公設秘書給与など議員に直接関係する支出の削減の試算は八十億円とも聞く。

そこで、以下質問する。

一 国会議員に要する経費は歳費、秘書関係費等の直接的経費とその他の間接的経費(例えば庁費、国会事務関係費、国会図書館関係費、宿舍関係費、政党助成金、議員年金国庫負担、選挙費用など)をすべて含めて国会議員数に比例して削減した場合、平成十九年度予算額においての削減額を示されたい。

二 政府が財政再建を進めている中、行政府の歳出削減を進めているが、議院内閣制の下に行政府の監視責任がある立法府の歳出削減も必要不可欠であると思うが、財政再建の立場から、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成十九年十一月九日

内閣総理大臣 福田 康夫
参議院議長 江田 五月殿

参議院議員藤末健三君提出国会議員の定数削減による支出の削減等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出国会議員の定数削減による支出の削減等に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の国会議員に要する経費の平成十九年度予算額は、国会所管のうち(組織)衆議院が六百五十四億七千九百七十六万四千円、(組織)参議院が四百二十億七千七百七十二万二千円、(組織)国立国会図書館が二百二十九億五千八百一十萬円、(組織)裁判官訴追委員会が一億三千三百四十二万七千円及び(組織)裁判官弾劾裁判所が一億九千九百二十四万九千円、総務省所管のうち(組織)総務本省(項)恩給費(目)国会議員互助年金が二十八億八千五百六十二万七千円、(項)参議院議員通常選挙費が五百七十億二千七百八十三万七千円、(項)参議院議員通常選挙啓発推進費が九億八千六百十四万九千円及び(項)政党助成費が三百二十一億二百九十二万七千円、外務

省所管のうち(組織)外務本省(項)外務本省(事項)在外投票の実施に必要な経費が三千二百九十七万八千円、(事項)在外選挙人登録推進に必要な経費が二億三千八百四十八万九千円及び(組織)在外公館(項)在外公館(事項)在外投票の実施に必要な経費が四億四千四百九十七万四千円、これらの合計金額は、二千二百四十三億八千七百二十三万二千円である。

これらの予算額の中には、議員定数に比例しない経費も含まれているが、この合計金額を、御指摘のように、衆議院議員定数の四百八十人及び参議院議員定数の二百四十二人の合計人員の七百二十二人で機械的に除すると、三億千七百十八万六千円となる。

二について

政府としては、平成二十三年度には国と地方の基礎的財政収支を確実に黒字化するため、平成二十年度予算についても、国会所管の予算を含め歳出全般にわたり聖域なく見直しに取り組んでまいりたい。

なお、議員定数の削減については、各党各会派において御議論いただくべき問題であると考へている。

テロ特措法に基づく海上阻止活動に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年十一月一日

参議院議長 江田 五月殿
藤末 健三

テロ特措法に基づく海上阻止活動に関する質問主意書

国際社会によるテロとの闘いについて、防衛省はパンフレット「国際テロの根絶と世界平和のために」において、「海上自衛隊による洋上補給は各国の海上阻止活動に不可欠。『海上阻止活動(OEF-MIO)』は、テロリストの抑止のために極めて重要であり、現在8カ国が参加しています。」としている。

そこで、以下質問する。

一 政府の主張の中に「海上阻止活動を中止すれば日本は国際的に孤立する」といった論調があるが、当初海上阻止活動に参加していた十二箇国(日本、米、英、仏、ニュージーランド、ドイツ、イタリア、オランダ、スペイン、ギリシャ、カナダ、パキスタン)のうち、既にイタリア、スペイン、オランダ、ギリシャが海上阻止活動から引き上げ、また、カナダ、ニュージーランドも活動を一時中断しているが、これらの国々が海上阻止活動を中止又は一時中断した理由を示されたい。

二 これらの国々の海上阻止活動の中止又は一時中断は国際的に非難されているのか政府の認識を示されたい。

右質問する。

平成十九年十一月九日

内閣総理大臣 福田 康夫
参議院議長 江田 五月殿

参議院議員藤末健三君提出テロ特措法に基づく海上阻止活動に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出テロ特措法に基づき海上阻止活動に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の海上阻止活動については、各国においてそれぞれにふさわしい活動の在り方について主體的に判断されるべきものと考えており、お尋ねの国々の判断の理由やその動向についての国際的な評価を政府として申し上げることは差し控えたい。なお、海上阻止活動を中止し又は一時中断している御指摘の国々は、現在も、犠牲を払いつつ部隊をアフガニスタン本土に派遣し、同国を再びテロの温床としないよう忍耐強く努力しており、また、カナダは、海上阻止活動に再び参加するため、本年十一月一日にフリゲート一隻がカナダ・ハリファックス港を出港する旨を公表したと承知している。

「人間の安全保障」の観点からの国際貢献に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十九年十一月一日

藤末 健三

参議院議長 江田 五月殿

「人間の安全保障」の観点からの国際貢献に関する質問主意書

一九九八年のノーベル経済学賞を受賞したアマルティア・セン教授は、テロ事件への対策について「文明の衝突」といった単純な枠組みでなく、教育、貧困・飢餓対策といった多角的な分析をすべきだと指摘している。

このような中、我が国は、「人間の安全保障」の概念の下、アフガニスタンの人々に対して多くの支援を行ってきた。我が国はアフガニスタンに対して累計一三〇〇億円のODAを行いその実績は世界一位である。また、現在も非政府組織に所属する日本人など五十名以上がアフガニスタンに滞在し、医療・教育面でのアフガニスタンの国民の生活の安定化に直接貢献している。

そこで、以下質問する。

一 私は、軍事的な面からのテロの解決よりも、我が国が提唱する「人間の安全保障」の観点から、我が国は全力を挙げてテロの根本的な解決を図るべきと考えるが、このような我が国の「人間の安全保障」の観点からの国際貢献について国際的に広報・普及を行っているのか。内容を具体的に示されたい。

二 同様に、今後の活動についても内容を具体的に示されたい。

右質問する。

平成十九年十一月九日

内閣総理大臣 福田 康夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員藤末健三君提出「人間の安全保障」の観点からの国際貢献に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出「人間の安全保障」の観点からの国際貢献に関する質問に対する答弁書

一について

政府は、アフガニスタンが再びテロの温床とならないようにするためには、治安・テロ対策と人道・復興支援の双方が必要であり、いずれか一方が他方を代替できるものではないと考えている。また、国際的なテロリズムの防止のためには、国際社会と緊密に協力しつつ、テロ発生を助長する貧困等の問題を解決することが重要であると認識している。

我が国は、テロ、災害、感染症、貧困等、人間に対する直接的な脅威に対処するため、個々の人間の保護と能力強化を重視する「人間の安全保障」の考え方を推進しており、この考え方を政府開発援助大綱(平成十五年八月二十九日閣議決定)の基本方針の一つとして掲げ、我が国が国際連合(以下「国連」という。)に設置した人間の安全保障基金への拠出、草の根・人間の安全保障無償資金協力等を通じ、その実践に努めている。

これらの実践を通じた「人間の安全保障」の考え方の普及に加え、我が国の外交努力の結果、平成十七年の国連首脳会合成果文書において「人間の安全保障」が取り上げられ、これを踏まえて国連における議論を深めるため、我が国主導で「人間の安全保障フレンス会合」を立ち上げる等の取組を行っている。国連以外の場においても、欧州連合(EU)や欧州安全保障・協力機構(OSCE)の関係者・関係国等が開催する人間の安全保障関連の各種会議に積極的に参加したほか、各種国際会議、二国間首脳会談等において「人間の安全保障」を取り上げ、この考え方に基づく国際協力を推進している。

これらの取組については、我が国、関係国及び国際機関による広報、国際会議に関するプレスリリースや報道機関による報道等を通じて広く周知されていると承知している。

二について

今後、政府開発援助(ODA)を通じた「人間の安全保障」の実践、「人間の安全保障フレンス会合」の開催及び平成二十年に我が国で開催される第四回アフリカ開発会議(TICAD IV)等の国際会議、二国間首脳会談等における議論を通じ、人間の安全保障の推進に努めていく考えである。

これらの取組については、一について述べた方法等により、広く周知されるものと考えている。

大学における安全性の向上に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十九年十一月一日

参議院議長 江田 五月殿

大学における安全性の向上に関する質問主意書

本年十月五日に国立大学法人筑波大学大学院において、有機化学実験後の処理作業中にフラスコが破裂・炎上し、大学院生二人がやけどなどを負うという事故が発生した。このような事故が今後起きないよう事故予防を徹底するため、以下のような対応を図るべきと考える。

よって、以下質問する。

一 大学における事故情報の収集体制を整備することに加え、収集された事故情報を分析し、再

発防止策を定め、再発防止策を普及する体制を整備するべきと考えるが、政府の認識を示されたい。

二 大学が安全に関する予算を削減しないように、大学に交付される運営交付金について、各大学が安全性を確保する予算を確保すべき旨の通知を行うべきと考えるが、政府の認識を示されたい。

三 各大学が個別に作成している安全マニュアルについて、安全性確保に関する大学共通のマニュアルを整備するべきと考えるが、政府の認識を示されたい。

四 国立大学法人評価委員会が実施する大学評価に安全の目標をより明確に定め、より緻密な評価を行うようにするべきと考えるが、政府の認識を示されたい。

平成十九年十一月九日

内閣総理大臣 福田 康夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員藤末健三君提出大学における安全性の向上に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出大学における安全性の向上に関する質問に対する答弁書

文部科学省としては、従来より、必要に応じて、各国立大学の事故情報等を分析し、情報の提供に努めてきたところであり、今後とも、社団法人国立大学協会等と連携しながら、より的確な事故情報の収集、分析、提供等のための方

策を検討してまいりたいと考えている。

二について
文部科学省としては、各国立大学に対して、教育研究活動における安全性の確保に配慮するよう会議等を通じて促してまいりたいと考えている。

三について

文部科学省としては、平成十五年五月に国立大学等の実験施設における安全衛生管理に関する調査研究協力者がとりまとめた報告書「安全で快適な教育研究環境の形成のために」等により、国立大学における安全衛生対策の推進方策を提示しており、また、現在、各国立大学においても、安全衛生対策のマニュアルの整備に努めているところである。文部科学省としては、一について述べたよりの確な事故情報の収集、分析等のための方策の検討結果も踏まえながら、各国立大学におけるマニュアルの整備及びその内容の充実等が図られるよう会議等を通じて促してまいりたいと考えている。

四について

文部科学省としては、国立大学法人評価委員会においては、各国立大学法人による危機管理への対応策が適切にとられているかどうかについて、危機管理マニュアルの策定状況等を指標例として、適切な評価を行っているものと考えている。

自衛隊海上給油活動についての防衛省のセミナー開催に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十九年十一月一日

参議院議長 江田 五月殿

藤末 健三

自衛隊海上給油活動についての防衛省のセミナー開催に関する質問主意書

本年十月十七日、熊本市市民会館において、九州防衛局主催による「テロ対策特別措置法に基づく海上自衛隊のインド洋上活動」に関するセミナーが開催され、本セミナーにおいて、現役自衛官が登壇し、説明を行った。

そこで、以下質問する。

一 自衛隊法第六十一条第一項は、「隊員は、政令で定める政治的行為をしてはならない。」と定めており、テロ特措法の是非について国会で政治的な議論が行われている中、このような活動は、自衛隊法違反に該当する懸念があるのではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 このようなセミナーは、全国二十一箇所で開催すると聞くが、本セミナーの開催がどのような組織的な意思決定及び指示の下になされ、また、予算の手当て及び契約手続がどのようなになっているか明確に示されたい。

右質問する。

平成十九年十一月九日

内閣総理大臣 福田 康夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員藤末健三君提出自衛隊海上給油活動についての防衛省のセミナー開催に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出自衛隊海上給油活動についての防衛省のセミナー開催に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の本年十月十七日に防衛省九州防衛局が熊本市で開催した防衛問題セミナーを始めとする防衛問題セミナーでの自衛隊員による講演は、平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法(平成十三年法律第百十三号。以下「テロ対策特措法」という。)に基づく協力支援活動についてより一層の国民の理解を得るため、当該活動の具体的な内容等を説明したものであり、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第六十一条第一項の規定により禁止されている政治的行為に該当するものではない。

二について

防衛問題セミナーについては、防衛省として、テロ対策特措法に基づく自衛隊の活動についてより一層の国民の理解を得るために開催することとしたものであり、防衛省の内部部局及び関係地方防衛局が開催地、開催日時等を決定している。

防衛問題セミナーの開催に必要な経費については、防衛省の既定予算から支出しており、関係地方防衛局の支出負担行為担当官が関係法令に従って所要の契約をしているところである。

水俣病問題における被害者救済に関する質問
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十九年十一月一日

参議院議長 江田 五月殿

松野 信夫

水俣病問題における被害者救済に関する質問
問主意書

水俣病問題に関しては、最高裁判所が、関西訴訟について、二〇〇四(平成十六)年十月十五日言渡しの判決で国及び熊本県の責任を認定したことから、改めて被害者救済を中心とした問題の解決が求められることになっている。

環境省は、「水俣病問題に係る懇談会(以下「懇談会」という。)を開催してその提言も受けておきながら、結局のところ被害者救済について抜本的な解決を図ろうとしていない。

そこで、以下のとおり質問する。

一 懇談会は、都合十三回にわたる議論を重ね、二〇〇六(平成十八)年九月十九日には提言書をまとめている。提言書では、①政府全体として「被害者支援総合基本計画」(仮称)の策定、②新たな救済・補償の恒久的な枠組みの構築、③水俣地域を「福祉先進モデル地域」(仮称)に指定して、高齢被害者や胎児性患者への福祉施策を積極的に推進、④水俣地域を「環境モデル都市」(仮称)に指定し、地域の再生計画を積極的に支援、等を提言している。しかし、実際のところ、ほとんどこの提言がいかされていないようである。前記①から④の提言については、どの

程度実現をしているか、あるいはいまだ実現していないとすれば、政府は実現に向けてどのような施策を実施してきたか、具体的に明らかにされたい。

二 懇談会では、審議の途中で、水俣病の認定基準の変更にまで踏み込もうとする懇談会の委員側とそれを拒否しようとする環境省側との間で相当の議論がなされ、結局、この点は懇談会の委員側が提言をまとめるため引いた格好になった。当初、環境省は懇談会の委員に対して水俣病をめぐる行政の問題点を含めあらゆる議論を要請しておきながら、なぜ水俣病の認定基準問題については言及させなかったのか明らかにされたい。特に複数の委員からは、水俣病の認定基準問題については言及が許されずに極めて残念であったとの意見もあり、この点をどのように考えているか、併せて明らかにされたい。

三 環境省は、水俣病の認定基準問題については、昭和五十二年の「後天性水俣病にかかる判断条件」を絶対の基準としているが、これまでも水俣病第二次訴訟、第三次訴訟、水俣病関西訴訟などの判決で批判を受けてきた。特に、一九八五(昭和六十)年の水俣病第二次訴訟福岡控訴審判決では「昭和五十二年の判断条件は・・・広範囲の水俣病像の水俣病患者を網羅的に認定するための要件としてはいささか厳格に失っている」とまで批判された。昭和五十二年の判断条件を採用している公害健康被害の補償等に関する法律(以下「公健法」という。)上の認定手続では棄却された患者が、その後次々に裁判所で認定されるということは、やはり裁判所では昭和五十二年の判断条件は通用しないと

いうことを真摯に認めて、せめて裁判所で通用するような基準に改めるべきではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。また、既に原爆症の認定問題については、六つの地方裁判所の判決が示され、これを受けて政府も認定基準の見直し作業に入っている中で、水俣病についても同様の見直しをするべきではないか、政府の見解を明らかにされたい。

四 環境省は、昭和五十二年の判断条件は医学的知見に基づくものと自賛している。医学専門家の意見を十分に踏まえたものであるゆえ、見直しを拒否している。しかし、医学専門家は、水俣病第二次訴訟福岡控訴審判決直後に開催されて、判断条件の見直しの必要はないとしているものの、その後はこうした医学専門家の議論は開催されていないと思われる。もしそうではなく、その後も医学専門家を開催して常に見直しをしているというのであれば、いつ、どのような会議を開催したのか、明らかにされたい。

また、精神神経学者で組織される精神神経学会では昭和五十二年の判断条件を狭すぎるとして厳しく批判しており、改めてこうした学会の指摘などを尊重する必要があると思われる。そこで判断条件を批判している学者、医師らをも参集させて専門家の会議を開催すべきではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

五 環境省は、最高裁判決を受けて医療費のみを支給する新保健手帳の交付を始めたが、この交付を受けるためには、公健法上の認定申請をしなくてはならず、また訴訟もしなくてはならないという設計になっている。これでは、水俣病被害者の

足元を見て、訴訟させないように、また認定申請させないように誘導しているとの非難が出るのも当然だと思われるが、どのように受け止めているか明らかにされたい。また、わずかな医療費の支給だけで幕引きを図ろうとして提訴を断念させるかあるいは裁判まで取り下げさせるやり方では、事実上、裁判を受ける権利の侵害に当たると言わざるを得ないと考え、政府の見解を示されたい。水俣病被害者の声を踏まえ、被害者を苦しめる二つの条件を見直す予定はないか、政府の見解を示されたい。

六 二〇〇六(平成十八)年五月一日の水俣病公式確認五十年式典の際、水俣を訪れた当時の小池環境大臣に対して、特に離島に居住する被害者から、離島に住んでいると病院通いにも余計な交通費がかかるという訴えがなされて、大臣も検討を約束した。例えば熊本県御所浦島と水俣を結ぶフェリーは、本年五月七日より運航が休止されたため、被害者らは海上タクシーで片道八千円の料金を支払って水俣市内の病院に通院している。離島には特にきめ細やかな配慮が必要であると思われるが、その対応はどのようにするつもりか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成十九年十一月九日

内閣総理大臣 福田 康夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員松野信夫提出水俣病問題における被害者救済に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員松野信夫君提出水俣病問題における被害者救済に関する質問に対する答弁書

一について

平成十八年九月十九日に「水俣病問題に係る懇談会」（以下「懇談会」という。）において取りまとめられた提言書（以下「提言書」という。）において、「本懇談会の提言の実現は、決して容易ではなく、また、時間がかかるものも含まれている。」と記載されているとおり、提言書に盛り込まれている事項の中には、その実現が容易でないものや実現までに時間を要するものも含まれており、御指摘の提言事項を含め、いまだに実現していないものもあるが、他方、水俣病被害者等福祉対策推進事業の実施等、既に実現しているものもある。今後とも様々な関係者の意見を踏まえ、提言書を踏まえた取組について検討してまいりたい。

二及び三について

環境省としては、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第十一号。以下「公健法」という。）における水俣病の認定要件である「後天性水俣病の判断条件について」（昭和五十二年七月一日付け環境保業第二百六十二号環境庁企画調整局環境保健部長通知。以下「判断条件」という。）は、水俣病に係る医学の各分野の専門家による検討の結果に基づいて取りまとめられたものであって、妥当なものと認識しており、平成十六年十月十五日最高裁判所第二小法廷判決においても判断条件の合理性について何ら判断が加えられていないことから、判断条件を再検討することは考えていない。こ

のため、懇談会においても、環境大臣から、判断条件の問題については「御提言いただいたものも行政として対応できないこともあることを御理解いただきたい」との説明を行っており、環境省としては、現時点においても、こうした対応は適切であると考えている。

四について

環境省としては、昭和六十年に設置された「水俣病の判断条件に関する医学専門家会議」及び平成三年に中央公害対策審議会環境保健部会に設置された「水俣病問題専門委員会」において判断条件は妥当との結論が得られていることなどから、判断条件については妥当なものと認識しており、現時点では、改めて専門家の会議を開催すべきであるとは考えていない。

五について

水俣病総合対策実施要領（平成八年一月十二日付け環境保業第十四号企画調整局環境保健部長通知別紙）に規定する保健手帳の交付については、公健法第四条第二項の規定による水俣病に係る認定の申請をしている者や水俣病に関して損害賠償を求める訴訟を提起している者等をその対象としないこととしたものであるが、環境省としては、認定の申請や訴訟の提起などの方策を自ら選択する者については、その選択をしている間はそちらの方策を通じての解決を図ることとする趣旨でこれらの要件を設けたものであり、「裁判を受ける権利の侵害に当たるとは考えていない。

六について

環境省としては、平成十九年度から、水俣病発生地域の離島等において、神経症状の緩和並

びに運動障害等の改善及び維持のためのリハビリテーション等を行っているところであり、引き続きこれらの離島に配慮した取組を進めていきたい。

診療報酬のオンライン請求の義務化に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十九年十一月一日

参議院議長 江田 五月殿 辻 泰弘

診療報酬のオンライン請求の義務化に関する質問主意書

我が国の地域医療の多くは小規模な医療機関が支えている。その中で手書きレセプトにより対応している医療機関は一万九千施設あり、その六割以上が月間レセプト二百枚以下であるとの報告もある。医療の適切なIT化は促進されるべきだが、地域医療の現状を踏まえ、環境整備をなおざりにしたまま、診療報酬のオンライン請求を性急に進めることは、医療現場に混乱を引き起こし、医療の安全確保や良質な医療の提供にも大きな影響を与えかねない。

オンライン請求の完全義務化により、小規模な医療機関にはコンピュータの導入や操作、ネットワーク回線の利用など多くの投資と事務の増大が求められ、保険診療を継続できなくなる医療機関が生じ、地域医療体制が揺らぎかねないことが懸念される。

このような観点から、以下質問する。

一 診療報酬のオンライン請求の義務化の対象となる病院、診療所、薬局の数及び療養の給付費額について、政府の把握状況を示されたい。

二 平成二十三年度から診療報酬のオンライン請求が義務化される病院又は診療所のうち、レセプトコンピュータを使用していないものの数及び療養の給付費額について、政府の把握状況を示されたい。

三 医師法第十九条が「診療に従事する医師は、診療治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない」と規定する一方で、適正な診療報酬の請求に対して、オンライン請求をただ唯一の請求手段とし、従来の手書きレセプトによる診療報酬の請求を受け付けないことは、正当な請求権を認めず財産権の侵害に当たるとはならないかの指摘があるが、これに対する政府の見解を示されたい。

四 最高裁昭和五十年四月三十日大法廷判決（以下「判例」という。）に示されているように「財産権に対して加えられる規制が憲法二十九条二項にいう公共の福祉に適合するとして是認されるべきものであるかどうかは、規制の目的、必要性、内容、その規制によって制限される財産権の種類、性質及び制限の程度等を比較考量して決すべきもの」と思われるが、オンライン請求をただ唯一の診療報酬の請求手段と決する過程で、判例に即した比較考量はどのように行われたのか、政府の見解を示されたい。

五 オンライン請求の義務化を法律ではなく省令で規定することは、国民生活に大きくかわる重要課題を国民の目に触れ難いところで決定しようとするものであり、「立法府は公共の福祉に適合する限り財産権に規制を加えることがで

きる」との判例に反するとの指摘があるが、これに対する政府の見解を示されたい。

六 オンライン請求の完全義務化により、保険診療を継続できなくなる医療機関が生じ、国民が安心できる地域医療体制が根本的に揺るぎかねないとの指摘があるが、これに対する政府の見解と対応策を具体的に示されたい。

右質問する。

平成十九年十一月九日

内閣総理大臣 福田 康夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員辻泰弘君提出診療報酬のオンライン請求の義務化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員辻泰弘君提出診療報酬のオンライン請求の義務化に関する質問に対する答弁書

一について

保険医療機関及び保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)が行う電子情報処理組織の使用による診療報酬等の請求(以下「オンライン請求」という。)の義務化は、すべての保険医療機関等が対象となるものであるところ、平成十九年三月に診療報酬等の請求を行った病院の総数は八千九百九十四施設、診療所の総数は十五万二千四百七十三施設、薬局の総数は四万七千四百七十三施設である。また、お尋ねの療養の給付費額については把握していないが、平成十八年度における療養の給付費額を含む医療費の見込み総額は約三十二・四兆円である。

二について

平成十九年五月診療分について社会保険診療報酬支払基金において集計した結果によれば、レセプトコンピュータを使用せずに請求している病院の数は百二十六施設、診療所の数は二万九千六百四十二施設である。また、お尋ねの療養の給付費額については把握していない。

三から五までについて

健康保険法(大正十一年法律第七十号)上、保険医療機関等が療養の給付等に係る診療報酬等の請求を行う場合には、療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和五十一年厚生省令第三十六号。以下「請求省令」という。)で定める手続に従って行う義務があり、オンライン請求の義務化は、その手続の一態様を定めるものであることから、これが財産権の侵害に該当するものとは考えていない。

六について

オンライン請求の義務化に当たっては、(1)オンライン請求の義務化に係る請求省令の改正規定の施行までの間に十分な準備期間を設けていること、(2)レセプトコンピュータを使用していない小規模な保険医療機関等においては、オンライン請求を行うためには一定の期間を要すると見込まれることから、オンライン請求の義務化後においても一定の猶予期間を設けていること、(3)事務代行者を介してのオンライン請求を認めていること等から、すべての保険医療機関等がオンライン請求の義務化に対応することは十分に可能であると考えており、御指摘は当たらないものと考えている。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体	本号一部
一一〇円	一一五円